

平成 27 年度

大気環境及び水環境の状況等について
(資料編)

平成 28 年 7 月

川 崎 市

目 次

大気環境の状況

1	大気測定局の概要	1
2	大気常時監視測定結果	3
(1)	二酸化窒素 (NO ₂)	3
(2)	微小粒子状物質 (PM _{2.5})	6
(3)	浮遊粒子状物質 (SPM)	10
(4)	光化学オキシダント (O ₃)	14
(5)	二酸化硫黄 (SO ₂)	16
(6)	一酸化炭素 (CO)	19
(7)	有害大気汚染物質	22
(8)	ダイオキシン類	25

水環境の状況

1	公共用水域測定結果	27
(1)	測定の概要	27
(2)	水質汚濁の状況の推移	27
(3)	環境基準等の達成（適合）状況	30
(4)	測定地点別推移	36
(5)	ダイオキシン類の調査結果	40
2	地下水質測定結果	45
(1)	測定の概要	45
(2)	各調査の測定結果	47
(3)	ダイオキシン類の調査結果	51
3	土壌ダイオキシン類の調査結果	52

参考資料

環境基準等	53
用語解説	57

大気環境の状況

1 大気測定局の概要

川崎市では、大気汚染防止法第22条第1項の規定に基づき、一般環境大気測定局9局及び自動車排出ガス測定局9局の計18局で大気汚染状況の常時監視を行っている。

測定局は表1及び図1のとおりである。

表1 測定局と測定項目

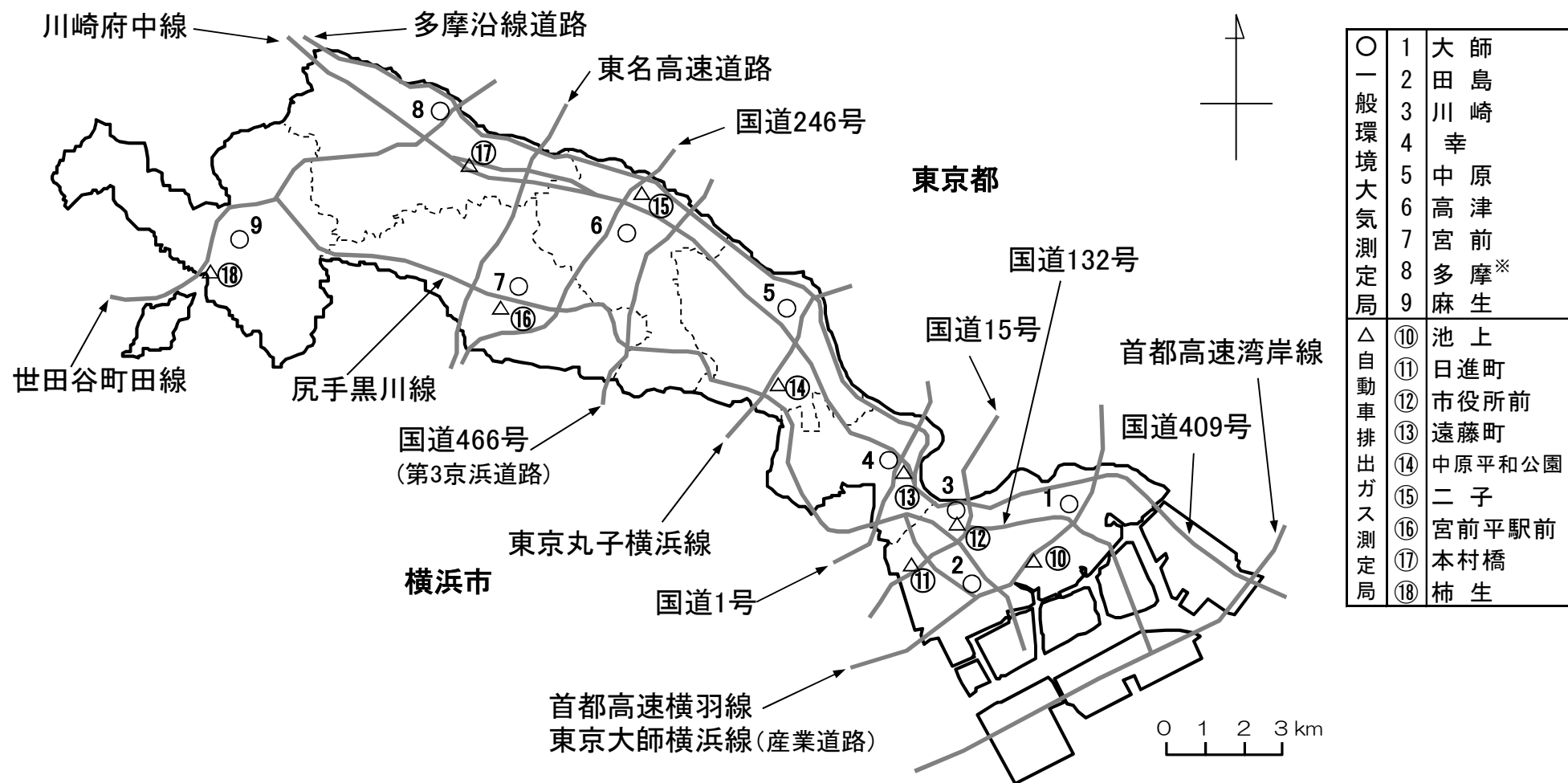
(平成28年3月31日現在)

区	地 図 番 号	測定項目			二酸化窒素	微小粒子状物質	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化硫黄	一酸化炭素	有害大気汚染物質	ダイオキシン類
		測定局	場 所	所在地								
一般環境大気測定局	1	大師	川崎区役所大師分室	川崎区台町26-7	○	○	○	○	○		○	○
	2	田島※1	田島支援学校	川崎区田島町20-5	○	○	○	○	○	○		
	3	川崎	川崎市役所第4庁舎	川崎区宮本町3-3	○	○	○	○	○			
	4	幸	幸スポーツセンター	幸区戸手本町1-11-3	○	○	○	○	○			
	5	中原	中原区役所保健福祉センター	中原区小杉町3-245	○	○	○	○	○		○	○
	6	高津	川崎市生活文化会館	高津区溝口1-6-10	○	○	○	○	○			
	7	宮前	宮前平小学校	宮前区宮前平3-14-1	○	○	○	○	○			
	8	多摩※3	登戸小学校	多摩区登戸1329	○		○	○	○		○	○
	9	麻生	弘法松公園	麻生区百合丘2-10	○	○	○	○	○			
自動車排出ガス測定局	10	池上	池上新田公園前	川崎区池上町3	○	○	○			○	○	
	11	日進町	都市機構川崎日進市街地住宅敷地内	川崎区日進町23-1	○	○	○			○		
	12	市役所前※2	市役所前	川崎区宮本町1	○		○			○		
	13	遠藤町	御幸小学校	幸区遠藤町1	○		○			○		
	14	中原平和公園	中原平和公園	中原区木月住吉町33-1	○		○					
	15	二子	高津区役所道路公園センター	高津区溝口5-15-7	○	○	○					
	16	宮前平駅前	上下水道局管理地	宮前区土橋2-1-1	○	○	○					
	17	本村橋	本村橋	多摩区宿河原2-59-2	○	○	○					
	18	柿生	麻生消防署柿生出張所	麻生区片平2-30-7	○	○	○					

※1 田島局は、2月2日に田島こども文化センターから田島支援学校に移設した。

※2 市役所前局は、2月12日に西へ約100mの場所に移設した。

※3 有害大気汚染物質の一部及びダイオキシン類については、多摩区の生田浄水場で調査を実施した。



※有害大気汚染物質の一部及びダイオキシン類については、多摩区の生田浄水場で調査を実施した。

	目 的	主な測定項目
○一般環境大気測定局	地域の大気環境を測定	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化硫黄、PM2.5、気象(気温、風速等)等
△自動車排出ガス測定局	自動車走行に起因する大気環境を測定	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、PM2.5、一酸化炭素等

図1 大気測定地点図

2 大気常時監視測定結果

大気汚染防止法第22条に基づく二酸化窒素、微小粒子状物質、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化硫黄、一酸化炭素及び有害大気汚染物質の常時監視測定結果並びにダイオキシン類対策特別措置法第26条及び第27条に基づく測定結果は次のとおりである。

(1) 二酸化窒素 (NO₂)

窒素酸化物は、二酸化窒素と一酸化窒素を主体とし、燃料などが燃焼するときなどに発生し、その主な発生源は、工場・事業場のばい煙発生施設、自動車などである。また、微小粒子状物質等の二次生成粒子の原因物質となる。このうち、二酸化窒素については環境基本法に基づく環境基準、川崎市環境基本条例に基づく環境目標値、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく対策目標値（環境基準値と同じ）がそれぞれ設定されている。

二酸化窒素濃度は一般環境大気測定局全局（9局）及び自動車排出ガス測定局全局（9局）で測定している。

ア 二酸化窒素の年平均値の推移

【一般環境大気測定局】

平成27年度の一般環境大気測定局9局の年平均値は0.018 ppmであり、前年度より0.001 ppm減少した。平成9年度以降は、継続的な減少傾向を示していた。また、平成3年度のピーク時と比較すると、約49%減少した。

【自動車排出ガス測定局】

平成27年度の自動車排出ガス測定局9局の年平均値は0.026 ppmであり、前年度より0.001 ppm減少した。平成13年度以降は、継続的な減少傾向を示していた。また、平成4年度のピーク時と比較すると、約41%減少した。

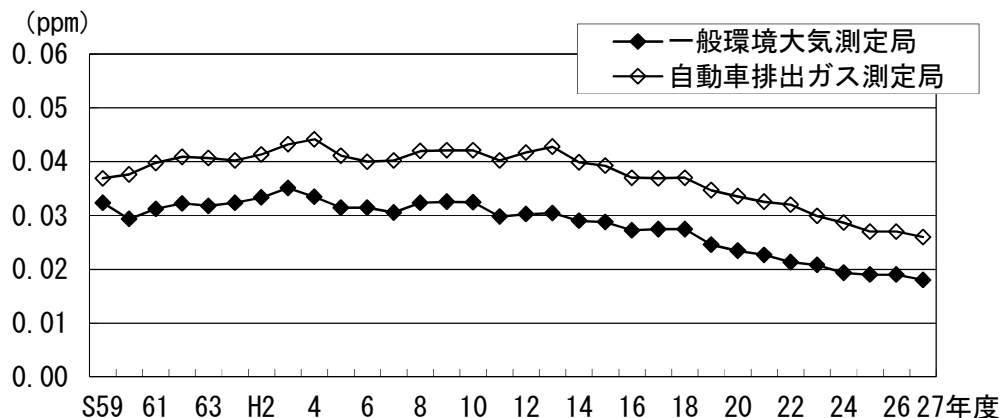


図2 二酸化窒素濃度の年平均値の経年推移

イ 二酸化窒素の環境基準（環境目標値）の達成状況

【一般環境大気測定局】

平成27年度は、一般環境大気測定局全局（9局）で環境基準を達成した。環境基準値に適合した日数割合は、100%であった。

なお、平成15年度以降は、全局で環境基準を達成している。

環境目標値（日平均値）については、全局が非達成であったが、環境目標値に適合した日数割合は48.1～87.9%であった。

【自動車排出ガス測定局】

平成27年度は、自動車排出ガス測定局全局（9局）で環境基準を達成した。環境基準値に適合した日数割合を見ると、98.1～100%であった。

なお、平成27年度は、平成25年度以来、2年ぶりに全局で環境基準を達成した。

環境目標値（日平均値）については、全局が非達成であったが、環境目標値に適合した日数割合は9.2～63.4%であった。

表2 二酸化窒素の測定結果と評価

測定局		環境基準評価		有効測定日数	環境基準値に適合した日数とその割合(※3)		環境基準値に適合しなかった日数とその割合		環境目標値に適合した日数とその割合(※4)		年平均値
		日平均値の年間98%値(※1)	評価(※2)								
		ppm	○×		日	日	%	日	%	日	%
一般環境大気測定局	大 師	0.043	○	360	360	100	0	0	173	48.1	0.022
	田 島	0.046	○	358	358	100	0	0	175	48.9	0.022
	川 崎	0.043	○	359	359	100	0	0	188	52.4	0.022
	幸	0.041	○	363	363	100	0	0	225	62.0	0.019
	中 原	0.040	○	360	360	100	0	0	240	66.7	0.018
	高 津	0.039	○	360	360	100	0	0	250	69.4	0.018
	宮 前	0.035	○	359	359	100	0	0	263	73.3	0.017
	多 摩	0.036	○	360	360	100	0	0	289	80.3	0.015
	麻 生	0.030	○	364	364	100	0	0	320	87.9	0.013
自動車排出ガス測定局	池 上	0.059	○	360	353	98.1	7	1.9	33	9.2	0.036
	日進町	0.044	○	361	361	100	0	0	149	41.3	0.024
	市役所前	0.046	○	362	362	100	0	0	122	33.7	0.025
	遠藤町	0.055	○	363	361	99.4	2	0.6	43	11.8	0.032
	中原平和公園	0.041	○	363	363	100	0	0	216	59.5	0.020
	二 子	0.054	○	363	363	100	0	0	38	10.5	0.034
	宮前平駅前	0.041	○	361	361	100	0	0	151	41.8	0.022
	本村橋	0.037	○	357	357	100	0	0	202	56.6	0.020
	柿 生	0.035	○	358	358	100	0	0	227	63.4	0.019

※1 日平均値の年間98%値：年間にわたる日平均値について、測定値の低い方から98%に相当する日平均値。

※2 環境基準の評価：日平均値の年間98%値が0.06 ppm以下の場合は環境基準「達成」で、○で表示する。
：日平均値の年間98%値が0.06 ppm超過の場合は環境基準「非達成」で、×で表示する。

※3 環境基準値に適合した日数：有効測定日数から、日平均値が0.06 ppmを超えた日数を引いた日数とした。

※4 環境目標値に適合した日数：有効測定日数から、日平均値が0.02 ppmを超えた日数を引いた日数とした。

ウ 二酸化窒素の局別推移

表3 二酸化窒素濃度の年平均値の経年推移（一般環境大気測定局）

（単位：ppm）

年度 測定局	H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
大 師	0.031	0.029	0.026	0.025	0.025	0.024	0.023	0.022	0.022	0.022
田 島 ^{※1}	0.031	0.028	0.028	0.027	0.026	0.024	0.023	0.022	0.023	0.022
川崎（監視C ^{※2} ）	0.031	0.028	0.027	0.026	0.024	0.023	0.022	---	---	---
川 崎	---	---	---	---	---	---	---	0.022	0.021	0.022
幸	0.028	0.026	0.024	0.023	0.022	0.022	0.021	0.020	0.019	0.019
中 原	0.028	0.024	0.024	0.023	0.021	0.021	0.019	0.018	0.019	0.018
高 津	0.028	0.024	0.023	0.023	0.021	0.021	0.019	0.018	0.018	0.018
宮 前	0.026	0.023	0.022	0.021	0.020	0.020	0.018	0.017	0.018	0.017
多 摩	0.024	0.020	0.019	0.019	0.018	0.017	0.015	0.015	0.015	0.015
麻 生	0.020	0.019	0.018	0.017	0.015	0.015	0.014	0.013	0.013	0.013
一般環境大気測定局の全局平均	0.027	0.025	0.023	0.023	0.021	0.021	0.019	0.019	0.019	0.018

※1 平成24年4月から平成28年1月までは田島こども文化センター

※2 監視C：旧公害監視センター

表4 二酸化窒素濃度の日平均値の年間98%値の経年推移（一般環境大気測定局）

（単位：ppm）

年度 測定局	H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
大 師	0.057	0.052	0.046	0.047	0.045	0.046	0.047	0.042	0.046	0.043
田 島 ^{※1}	0.058	0.053	0.048	0.053	0.048	0.048	0.048	0.045	0.045	0.046
川崎（監視C ^{※2} ）	0.055	0.051	0.046	0.047	0.044	0.044	0.045	---	---	---
川 崎	---	---	---	---	---	---	---	0.042	0.044	0.043
幸	0.054	0.049	0.043	0.049	0.046	0.044	0.045	0.042	0.041	0.041
中 原	0.055	0.050	0.044	0.045	0.043	0.042	0.042	0.039	0.038	0.040
高 津	0.050	0.047	0.042	0.043	0.042	0.040	0.039	0.040	0.036	0.039
宮 前	0.048	0.046	0.038	0.041	0.039	0.040	0.039	0.038	0.036	0.035
多 摩	0.045	0.041	0.034	0.037	0.037	0.035	0.034	0.033	0.032	0.036
麻 生	0.038	0.038	0.034	0.034	0.032	0.033	0.032	0.031	0.030	0.030
一般環境大気測定局の全局平均	0.051	0.047	0.042	0.044	0.042	0.041	0.041	0.039	0.039	0.039

※1 平成24年4月から平成28年1月までは田島こども文化センター

※2 監視C：旧公害監視センター

（注）環境基準値：0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下

表5 二酸化窒素濃度の年平均値の経年推移（自動車排出ガス測定局）

（単位：ppm）

年度 測定局	H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
池 上	0.045	0.044	0.043	0.042	0.043	0.039	0.039	0.036	0.038	0.036
日 進 町	0.031	0.030	0.030	0.029	0.029	0.026	0.025	0.024	0.024	0.024
市役所前	0.038	0.035	0.034	0.032	0.031	0.030	0.028	0.027	0.026	0.025
遠 藤 町	0.046	0.043	0.042	0.039	0.039	0.037	0.035	0.034	0.034	0.032
中原平和公園	0.031	0.028	0.026	0.024	0.024	0.024	0.023	0.021	0.021	0.020
二 子	0.045	0.042	0.042	0.043	0.043	0.037	0.037	0.037	0.036	0.034
宮前平駅前	0.035	0.032	0.030	0.030	0.028	0.028	0.027	0.025	0.024	0.022
本 村 橋	0.032	0.030	0.030	0.029	0.027	0.025	0.023	0.022	0.021	0.020
柿 生	0.030	0.028	0.025	0.025	0.024	0.023	0.021	0.020	0.018	0.019
自動車排出ガス測定局の全局平均	0.037	0.035	0.034	0.033	0.032	0.030	0.029	0.027	0.027	0.026

表6 二酸化窒素濃度の日平均値の年間98%値の経年推移（自動車排出ガス測定局）

（単位：ppm）

年度 測定局	H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
池 上	0.070	0.069	0.064	0.068	0.068	0.064	0.066	0.058	0.061	0.059
日 進 町	0.053	0.050	0.049	0.050	0.050	0.048	0.047	0.043	0.045	0.044
市役所前	0.061	0.057	0.054	0.050	0.053	0.051	0.049	0.048	0.047	0.046
遠 藤 町	0.070	0.071	0.063	0.062	0.062	0.059	0.058	0.055	0.056	0.055
中原平和公園	0.053	0.050	0.045	0.046	0.047	0.048	0.045	0.043	0.041	0.041
二 子	0.065	0.060	0.062	0.064	0.064	0.059	0.059	0.057	0.057	0.054
宮前平駅前	0.055	0.053	0.048	0.050	0.047	0.048	0.048	0.045	0.041	0.041
本 村 橋	0.049	0.049	0.044	0.045	0.044	0.043	0.042	0.041	0.037	0.037
柿 生	0.045	0.043	0.038	0.040	0.039	0.038	0.037	0.037	0.034	0.035
自動車排出ガス測定局の全局平均	0.058	0.056	0.052	0.053	0.053	0.051	0.050	0.047	0.047	0.046

（注）環境基準値：0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下

(2) 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質とは、大気中に浮遊している粒子のうち、粒径 $2.5\text{ }\mu\text{m}$ 以下のより微小な粒子である。PM2.5は、物の燃焼などによって直接排出されるもの（一次粒子）と、大気中での化学反応により生成されるもの（二次生成粒子）に分けられる。

平成21年9月に環境基準（1年平均値が $15\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること）が新たに定められ、平成22年度からは大気汚染防止法に基づく常時監視測定を行っている。

微小粒子状物質の認定自動測定機は、平成22年度から順次導入しており、評価対象の測定局は次のとおりである。

平成27年度は、一般環境大気測定局8局及び自動車排出ガス測定局6局で微小粒子状物質濃度の測定を行った。

一般環境大気測定局の田島測定局、自動車排出ガス測定局の池上測定局では、環境基準設定以前の平成12年度から、非認定機種を用いて測定を行っている。

表7 微小粒子状物質の測定体制

	一般環境大気測定局	自動車排出ガス測定局
H22	高津	二子
H23	高津、麻生	池上※、二子、宮前平駅前
H24	幸、中原、高津、麻生	池上、二子、宮前平駅前、本村橋
H25	大師、幸、中原 高津、宮前、麻生	池上、日進町、二子 宮前平駅前、本村橋
H26	大師、田島、川崎、幸 中原、高津、宮前、麻生	池上、日進町、二子 宮前平駅前、本村橋、柿生
H27	大師、田島、川崎、幸 中原、高津、宮前、麻生	池上、日進町、二子 宮前平駅前、本村橋、柿生

※ 池上測定局の平成23年度は、機器の不具合により欠測。

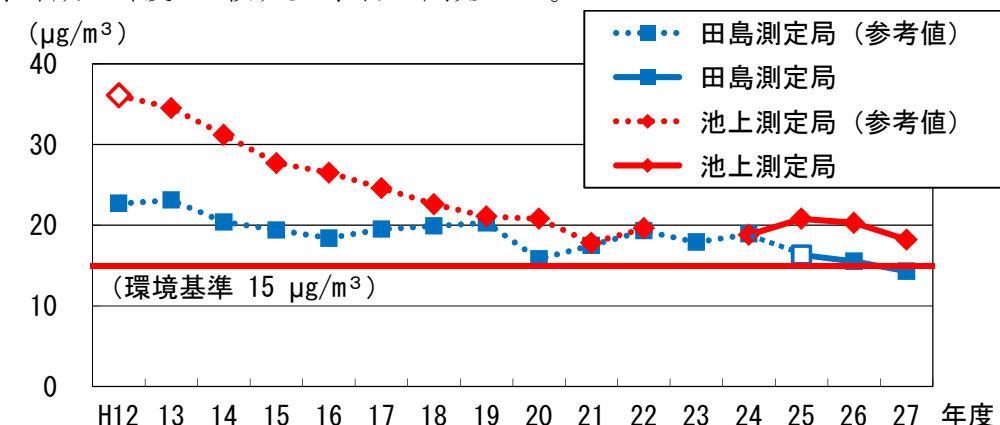
ア 微小粒子状物質の年平均値の推移

【一般環境大気測定局】

平成27年度の田島測定局の年平均値は $14.3\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、前年度より $1.2\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ 減少した。また、平成12年度と比較すると、約37%減少した。

【自動車排出ガス測定局】

平成27年度の池上測定局の年平均値は $18.2\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、前年度より $2.1\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ 減少した。また、平成12年度と比較すると、約50%減少した。



(注1) 点線は、国が定める認定機種による測定ではないため参考値である。

(注2) 白抜きマーカーの年度は、有効測定日数が250日に達していないため参考値である。

(注3) 池上測定局の平成23年度は、機器の不具合により欠測となった。

図3 微小粒子状物質濃度の年平均値の経年推移

イ 微小粒子状物質の環境基準の達成状況

【一般環境大気測定局】

一般環境大気測定局（8 局）では、田島、川崎、幸、中原、高津、宮前、麻生測定局の 7 局で達成した。環境基準に適合した日数割合は 98.0～99.7%であった。

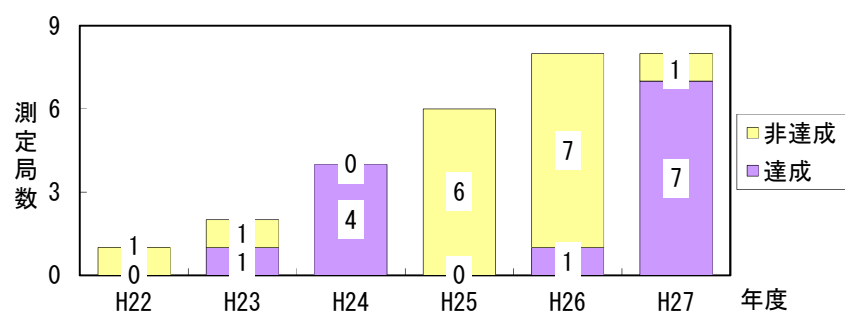


図 4 微小粒子状物質の環境基準達成局数の経年推移（一般環境大気測定局）

【自動車排出ガス測定局】

自動車排出ガス測定局（6 局）では、二子、宮前平駅前、本村橋、柿生測定局の 4 局で達成した。環境基準に適合した日数割合は 95.8～99.7%であった。

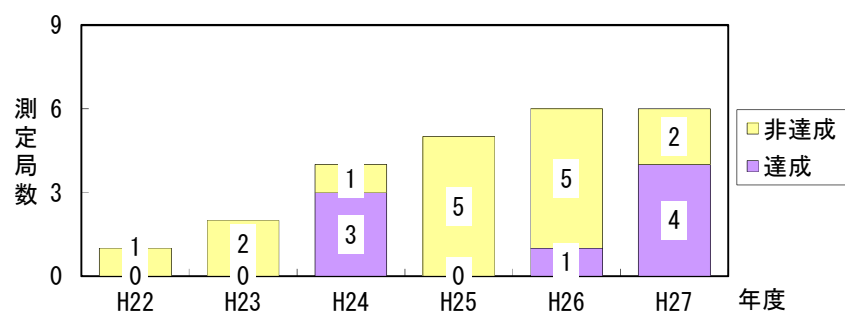


図 5 微小粒子状物質の環境基準達成局数の経年推移（自動車排出ガス測定局）

表8 微小粒子状物質の測定結果と評価

測定局		環境基準評価			有効測定日数	環境基準値に適合した日数とその割合(※3)	
		年平均値	日平均値年間98%値(※1)	評価(※2)			
		μg/m ³	μg/m ³	○×		日	%
一般環境大気測定局	大師	15.2	35.0	×	362	355	98.1
	田島	14.3	33.7	○	351	344	98.0
	川崎	13.6	31.9	○	361	355	98.3
	幸	12.9	27.5	○	332	329	99.1
	中原	12.2	29.2	○	361	358	99.2
	高津	13.7	32.2	○	320	316	98.8
	宮前	14.2	31.3	○	362	357	98.6
	麻生	12.7	29.8	○	361	360	99.7
	平均	13.6	31.3	—	—	—	—
自動車排出ガス測定局	池上	18.2	40.5	×	361	346	95.8
	日進町	15.6	35.2	×	362	354	97.8
	二子	14.0	31.1	○	313	309	98.7
	宮前平駅前	12.7	30.1	○	358	356	99.4
	本村橋	13.2	28.8	○	357	356	99.7
	柿生	14.1	29.7	○	358	356	99.4
	平均	14.6	32.6	—	—	—	—

※1 日平均値の年間98%値：年間にわたる日平均値について、測定値の低い方から98%に相当する日平均値。

※2 環境基準の長期的評価：次の①及び②の両方に適合した場合は「達成」で、○で表示する。

①又は②のどちらかに適合しなかった場合は「非達成」で、×で表示する。

①年平均値が15 μg/m³以下、②年間にわたる日平均値について、測定値の低い方から98%に相当するもの（年間98%値）が35 μg/m³以下。

※3 環境基準値に適合した日数：有効測定日数から、日平均値が35 μg/m³を超えた日数を引いた日数とした。

ウ 微小粒子状物質の局別推移

表9 微小粒子状物質濃度の年平均値の経年推移（一般環境大気測定局）

（単位：μg/m³）

測定局 \ 年度	H22	23	24	25	26	27
大 師	---	---	---	16.2	14.8	15.2
田 島 [※]	---	---	---	---	15.5	14.3
川 崎	---	---	---	---	14.8	13.6
幸	---	---	13.9	15.7	14.6	12.9
中 原	---	---	12.9	14.1	13.6	12.2
高 津	15.1	14.6	13.3	14.4	14.0	13.7
宮 前	---	---	---	15.5	14.0	14.2
麻 生	---	13.2	13.0	14.1	13.4	12.7
一般環境大気測定局の全局平均	15.1	13.9	13.3	15.0	14.3	13.6

※ 平成28年1月までは田島こども文化センター

（注）環境基準値：15 μg/m³以下

表10 微小粒子状物質濃度の日平均値の年間98%値の経年推移（一般環境大気測定局）

（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

測 定 局 \ 年 度	H22	23	24	25	26	27
大 師	---	---	---	44.3	40.3	35.0
田 島※	---	---	---	---	38.6	33.7
川 崎	---	---	---	---	39.6	31.9
幸	---	---	29.3	43.9	38.3	27.5
中 原	---	---	29.2	41.8	34.3	29.2
高 津	36.2	36.4	31.8	39.8	36.5	32.2
宮 前	---	---	---	39.7	36.6	31.3
麻 生	---	34.6	31.9	39.4	35.9	29.8
一般環境大気測定局の全局平均	36.2	35.5	30.6	41.5	37.5	31.3

※ 平成28年1月までは田島こども文化センター

（注）環境基準値：35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

表11 微小粒子状物質濃度の年平均値の経年推移（自動車排出ガス測定局）

（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

測 定 局 \ 年 度	H22	23	24	25	26	27
池 上	---	---	18.8	20.8	20.3	18.2
日 進 町	---	---	---	15.9	14.9	15.6
二 子	18.3	16.3	13.8	16.0	15.7	14.0
宮前平駅前	---	14.6	13.1	14.1	13.7	12.7
本 村 橋	---	---	12.7	14.4	14.9	13.2
柿 生	---	---	---	---	14.7	14.1
自動車排出ガス測定局の全局平均	18.3	15.5	14.6	16.2	15.7	14.6

（注）環境基準値：15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

表12 微小粒子状物質濃度の日平均値の年間98%値の経年推移（自動車排出ガス測定局）

（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

測 定 局 \ 年 度	H22	23	24	25	26	27
池 上	---	---	39.9	51.8	50.0	40.5
日 進 町	---	---	---	42.9	34.7	35.2
二 子	42.7	37.5	31.8	44.0	39.0	31.1
宮前平駅前	---	36.7	29.1	40.1	36.9	30.1
本 村 橋	---	---	29.0	41.8	37.1	28.8
柿 生	---	---	---	---	35.8	29.7
自動車排出ガス測定局の全局平均	42.7	37.1	32.5	44.1	38.9	32.6

（注）環境基準値：35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

(3) 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。発生源は、工場のばい煙、自動車排出ガスなど人の活動に伴うもののほか、自然界（土壌の巻き上げ、海塩粒子、火山灰など）のものがある。

浮遊粒子状物質濃度は、一般環境大気測定局全局（9局）、自動車排出ガス測定局全局（9局）で測定している。

ア 浮遊粒子状物質の年平均値の推移

【一般環境大気測定局】

平成27年度の一般環境大気測定局（9局）の年平均値は 0.017 mg/m^3 であり、前年度より 0.001 mg/m^3 減少した。また、平成3年度のピーク時と比較すると、約69%減少した。

【自動車排出ガス測定局】

平成27年度の自動車排出ガス測定局（9局）の年平均値は 0.019 mg/m^3 であり、前年度より 0.001 mg/m^3 減少した。また、測定を開始した平成7年度と比較すると、約75%減少した。

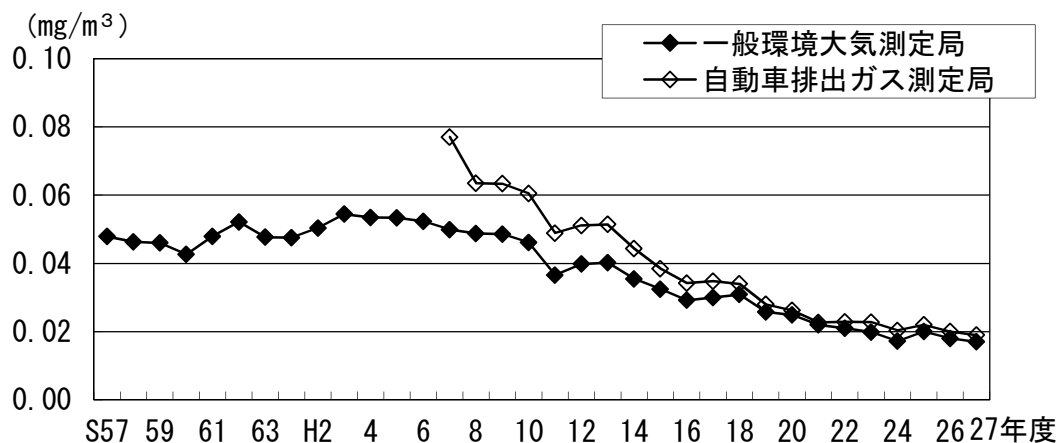


図6 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の経年推移

イ 浮遊粒子状物質の環境基準（環境目標値）の達成状況

【一般環境大気測定局】

一般環境大気測定局（9局）では、長期的評価については、全局で環境基準を達成し、短期的評価については、大師、田島、幸、中原、高津、多摩、麻生の7局で達成した。環境基準値に適合した日数割合は99.4~100%であった。

環境目標値（日平均値）については、全局で達成し、環境目標値に適合した日数割合は99.4~100%であった。

【自動車排出ガス測定局】

自動車排出ガス測定局（9局）では、長期的評価については、全局で環境基準を達成し、短期的評価については、池上、日進町、市役所前、遠藤町、二子、宮前平駅前、本村橋、柿生の8局で達成した。環境基準値に適合した日数割合は99.7~100%であった。

環境目標値（日平均値）については、全局で達成し、環境目標値に適合した日数割合は99.4~100%であった。

表 13 浮遊粒子状物質の測定結果と評価

測定局		環 境 基 準 評 価									有効測定日数	環境基準値に適合した日数とその割合（※4）			環境目標値に適合した日数とその割合（※5）		年平均値
		長期的評価					短期的評価										
		日平均値の年間2%除外値（※1）	日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日が2日以上連続の有無とその回数		評価（※2）	1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数とその割合		評価（※3）							
			mg/m ³	有無		回	○×	時間	%								
一般環境大気測定局	大 師	0.054	無	0	○	0	0	0	0	○	358	358	100	357	99.7	0.018	
	田 島	0.046	無	0	○	0	0	0	0	○	359	359	100	359	100	0.016	
	川 崎	0.055	無	0	○	2	0.0	1	0.3	×	353	351	99.4	351	99.4	0.020	
	幸	0.050	無	0	○	0	0	0	0	○	357	357	100	356	99.7	0.018	
	中 原	0.047	無	0	○	0	0	0	0	○	358	358	100	358	100	0.018	
	高 津	0.045	無	0	○	0	0	0	0	○	360	360	100	360	100	0.018	
	宮 前	0.053	無	0	○	0	0	1	0.3	×	361	360	99.7	360	99.7	0.018	
	多 摩	0.041	無	0	○	0	0	0	0	○	361	361	100	361	100	0.016	
	麻 生	0.043	無	0	○	0	0	0	0	○	360	360	100	360	100	0.015	
自動車排出ガス測定局	池 上	0.061	無	0	○	0	0	0	0	○	354	354	100	353	99.7	0.022	
	日進町	0.057	無	0	○	0	0	0	0	○	364	364	100	363	99.7	0.018	
	市役所前	0.053	無	0	○	0	0	0	0	○	360	360	100	359	99.7	0.021	
	遠藤町	0.048	無	0	○	0	0	0	0	○	364	364	100	364	100	0.017	
	中原平和公園	0.059	無	0	○	0	0	1	0.3	×	362	361	99.7	360	99.4	0.021	
	二子	0.041	無	0	○	0	0	0	0	○	364	364	100	364	100	0.017	
	宮前平駅前	0.042	無	0	○	0	0	0	0	○	364	364	100	364	100	0.018	
	本村橋	0.046	無	0	○	0	0	0	0	○	362	362	100	362	100	0.022	
	柿 生	0.047	無	0	○	0	0	0	0	○	356	356	100	356	100	0.019	

※1 日平均値の年間2%除外値：年間にわたる日平均値の測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値。

※2 環境基準の長期的評価：次の①及び②の両方に適合した場合は環境基準「達成」で、○で表示する。

①又は②のどちらかに適合しなかった場合は環境基準「非達成」で、×で表示する。

①年間2%除外値が0.10 mg/m³以下、

②日平均値が0.10 mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。

※3 環境基準の短期的評価：次の①及び②の両方に適合した場合は環境基準「達成」で、○で表示する。

①又は②のどちらかに適合しなかった場合は環境基準「非達成」で、×で表示する。

①1時間値が0.20 mg/m³以下、②日平均値が0.10 mg/m³以下。

※4 環境基準値に適合した日数：有効測定日数から、日平均値が0.10 mg/m³を超えた日数と1時間値が0.20 mg/m³を超えた日数（ただし、日平均値が0.10 mg/m³を超えた日と同一日は除く）を引いた日数とした。

※5 環境目標値に適合した日数：有効測定日数から、日平均値が0.075 mg/m³を超えた日数を引いた日数とした。

ウ 浮遊粒子状物質の局別推移

表 14 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の経年推移（一般環境大気測定局）

（単位：mg/m³）

測 定 局 \ 年 度	H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
大 師	0.033	0.028	0.027	0.024	0.023	0.021	0.019	0.022	0.020	0.018
田 島 ^{※1}	0.032	0.026	0.025	0.017	0.020	0.020	0.017	0.018	0.017	0.016
川崎（監視C ^{※2} ）	0.032	0.026	0.026	0.023	0.021	0.021	0.018	---	---	---
川 崎	---	---	---	---	---	---	---	0.023	0.021	0.020
幸	0.035	0.028	0.028	0.024	0.024	0.022	0.018	0.020	0.019	0.018
中 原	0.029	0.026	0.023	0.023	0.022	0.021	0.018	0.019	0.018	0.018
高 津	0.030	0.026	0.025	0.023	0.023	0.021	0.017	0.019	0.018	0.018
宮 前	0.027	0.023	0.023	0.021	0.018	0.017	0.017	0.020	0.019	0.018
多 摩	0.031	0.024	0.024	0.021	0.019	0.018	0.016	0.020	0.017	0.016
麻 生	0.029	0.025	0.023	0.022	0.019	0.018	0.015	0.017	0.016	0.015
一般環境大気測定局の全局平均	0.031	0.026	0.025	0.022	0.021	0.020	0.017	0.020	0.018	0.017

※1 平成24年4月から平成28年1月までは田島こども文化センター

※2 監視C：旧公害監視センター

表15 浮遊粒子状物質濃度の日平均値の年間2%除外値の経年推移（一般環境大気測定局）

（単位：mg/m³）

測 定 局 \ 年 度	H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
大 師	0.094	0.074	0.070	0.059	0.060	0.051	0.051	0.071	0.059	0.054
田 島 ^{※1}	0.089	0.067	0.062	0.040	0.048	0.049	0.043	0.054	0.044	0.046
川崎（監視C ^{※2} ）	0.080	0.065	0.065	0.056	0.054	0.050	0.050	---	---	---
川 崎	---	---	---	---	---	---	---	0.084	0.061	0.055
幸	0.081	0.064	0.059	0.053	0.056	0.059	0.045	0.064	0.055	0.050
中 原	0.066	0.060	0.051	0.050	0.053	0.049	0.047	0.057	0.053	0.047
高 津	0.071	0.063	0.054	0.052	0.053	0.046	0.040	0.058	0.053	0.045
宮 前	0.078	0.059	0.057	0.049	0.049	0.045	0.040	0.065	0.061	0.053
多 摩	0.081	0.061	0.056	0.052	0.049	0.043	0.041	0.064	0.049	0.041
麻 生	0.066	0.060	0.053	0.048	0.051	0.045	0.038	0.056	0.051	0.043
一般環境大気測定局の全局平均	0.078	0.064	0.059	0.051	0.053	0.049	0.044	0.064	0.054	0.048

※1 平成24年4月から平成28年1月までは田島こども文化センター

※2 監視C：旧公害監視センター

（注）環境基準値：0.10 mg/m³以下

表 16 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の経年推移（自動車排出ガス測定局）

（単位：mg/m³）

測 定 局 \ 年 度	H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
池 上	0.042	0.031	0.030	0.028	0.031	0.027	0.023	0.026	0.024	0.022
日 進 町	0.031	0.026	0.025	0.023	0.022	0.022	0.020	0.022	0.020	0.018
市役所前	0.032	0.026	0.025	0.019	0.021	0.021	0.019	0.019	0.022	0.021
遠 藤 町	0.037	0.028	0.027	0.021	0.021	0.021	0.020	0.021	0.020	0.017
中原平和公園	0.031	0.027	0.025	0.023	0.023	0.024	0.022	0.022	0.020	0.021
二 子	0.037	0.029	0.028	0.027	0.025	0.027	0.023	0.025	0.019	0.017
宮前平駅前	0.035	0.030	0.027	0.019	0.020	0.020	0.018	0.019	0.018	0.018
本 村 橋	0.030	0.026	0.024	0.021	0.022	0.023	0.021	0.022	0.022	0.022
柿 生	0.032	0.027	0.025	0.023	0.021	0.020	0.017	0.021	0.019	0.019
自動車排出ガス測定局の全局平均	0.034	0.028	0.026	0.023	0.023	0.023	0.020	0.022	0.020	0.019

表17 浮遊粒子状物質濃度の日平均値の年間2%除外値の経年推移（自動車排出ガス測定局）

（単位：mg/m³）

測 定 局 \ 年 度	H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
池 上	0.105	0.069	0.066	0.063	0.093	0.067	0.057	0.079	0.063	0.061
日 進 町	0.083	0.069	0.065	0.054	0.060	0.060	0.051	0.072	0.049	0.057
市役所前	0.077	0.062	0.061	0.048	0.051	0.050	0.045	0.052	0.054	0.053
遠 藤 町	0.106	0.068	0.067	0.049	0.047	0.048	0.047	0.063	0.052	0.048
中原平和公園	0.081	0.063	0.057	0.052	0.057	0.059	0.048	0.062	0.060	0.059
二 子	0.090	0.061	0.057	0.054	0.058	0.057	0.052	0.078	0.048	0.041
宮前平駅前	0.095	0.072	0.067	0.044	0.046	0.044	0.040	0.050	0.049	0.042
本 村 橋	0.064	0.060	0.054	0.046	0.054	0.052	0.049	0.064	0.052	0.046
柿 生	0.082	0.072	0.062	0.053	0.057	0.049	0.041	0.066	0.052	0.047
自動車排出ガス測定局の全局平均	0.087	0.066	0.062	0.051	0.058	0.054	0.048	0.065	0.053	0.050

（注）環境基準値：0.10 mg/m³以下

(4) 光化学オキシダント (Ox)

光化学スモッグの指標となる光化学オキシダントは、自動車や工場などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こし、二次的に発生するものである。

光化学オキシダント濃度は、一般環境大気測定局全局（9局）で測定している。

ア 光化学オキシダントの年平均値の推移

平成27年度の一般環境大気測定局全局（9局）の年平均値は0.032 ppmであり、前年度と変動はなかったが、近年は微増傾向にある。

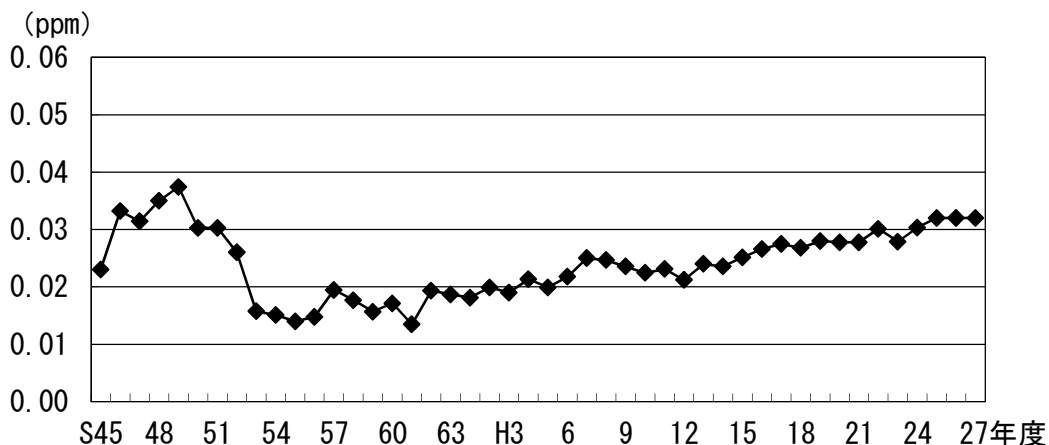


図7 光化学オキシダント昼間年平均値の経年推移（一般環境大気測定局平均）

イ 光化学オキシダントの環境基準の達成状況

平成27年度は、一般環境大気測定局全局（9局）で昼間（5時～20時）の1時間値が0.06 ppmを超えており、環境基準は非達成であった。

表18 光化学オキシダントの測定結果と評価

測定局	環境基準評価			昼間の測定時間数	昼間に環境基準値に適合した時間数割合（※2）	昼間の1時間値が0.12 ppmを超えた日数、時間数とその割合				昼間の1時間値の最高値	昼間の年平均値
	昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた時間数とその割合		評価（※1）								
時間	%	○×	時間	%	日	%	時間	%	ppm	ppm	
大 師	285	5.3	×	5333	94.7	4	1.1	8	0.2	0.156	0.030
田 島	269	5.1	×	5282	94.9	2	0.5	6	0.1	0.165	0.029
川 崎	231	4.3	×	5336	95.7	3	0.8	6	0.1	0.138	0.028
幸	372	7.0	×	5283	93.0	3	0.8	9	0.2	0.153	0.031
中 原	500	9.4	×	5342	90.6	6	1.6	15	0.3	0.165	0.033
高 津	551	10.4	×	5320	89.6	7	1.9	17	0.3	0.196	0.034
宮 前	562	10.7	×	5269	89.3	6	1.7	17	0.3	0.187	0.034
多 摩	580	10.8	×	5383	89.2	7	1.9	18	0.3	0.181	0.034
麻 生	565	10.7	×	5289	89.3	7	1.9	16	0.3	0.157	0.034

※1 環境基準の評価：1時間値が全て0.06 ppm以下であった場合は「達成」で、○で表示する。

それ以外の場合は「非達成」で、×で表示する。

※2 昼間に環境基準値に適合した時間数：昼間の測定時間数から、1時間値が0.06 ppmを超えた時間数を引いた時間数とした。

ウ 光化学オキシダントの局別推移

一般環境大気測定局全局（9局）において、年平均値は前年度とほぼ同等であった。

表19 光化学オキシダント昼間年平均値の経年推移（一般環境大気測定局）

（単位：ppm）

年度 測定局	H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
大 師	0.024	0.025	0.025	0.024	0.025	0.025	0.029	0.032	0.029	0.030
田 島 ^{※1}	0.026	0.026	0.027	0.026	0.028	0.026	0.027	0.028	0.029	0.029
川崎（監視C ^{※2} ）	0.025	0.026	0.027	0.026	0.028	0.026	0.028	---	---	---
川 崎	---	---	---	---	---	---	---	0.027	0.029	0.028
幸	0.026	0.029	0.027	0.027	0.031	0.028	0.029	0.032	0.032	0.031
中 原	0.026	0.028	0.028	0.027	0.030	0.026	0.029	0.032	0.032	0.033
高 津	0.029	0.030	0.030	0.029	0.031	0.029	0.031	0.034	0.034	0.034
宮 前	0.030	0.030	0.030	0.029	0.032	0.030	0.033	0.035	0.033	0.034
多 摩	0.029	0.029	0.027	0.031	0.033	0.030	0.033	0.037	0.034	0.034
麻 生	0.026	0.029	0.029	0.031	0.033	0.031	0.034	0.035	0.035	0.034
一般環境大気測定局の全局平均	0.027	0.028	0.028	0.028	0.030	0.028	0.030	0.032	0.032	0.032

※1 平成24年4月から平成28年1月までは田島こども文化センター

※2 監視C：旧公害監視センター

エ 光化学オキシダント注意報の発令状況及び届出被害者数

平成27年度の光化学スモッグ注意報の発令日数は9日であり、被害者の届出はなかった。

なお、過去の注意報の発令日数及び届出被害者数は表21のとおりである。

表20 光化学スモッグ注意報の発令状況

発令回数	発令日	時間帯	最高値	最高値出現局	0.12 ppm以上の測定局
1	5月27日	14:20～17:20	0.146 ppm	麻生	8局（大師、川崎、幸、中原、高津、宮前、多摩、麻生）
2	6月24日	15:20～16:20	0.123 ppm	高津	1局（高津）
3	7月10日	15:20～17:20	0.131 ppm	麻生	1局（麻生）
4	7月11日	14:20～16:20	0.125 ppm	多摩	3局（宮前、多摩、麻生）
5	7月26日	11:20～17:20	0.196 ppm	高津	9局（大師、田島、川崎、幸、中原、高津、宮前、多摩、麻生）
6	7月27日	12:20～15:20	0.155 ppm	宮前、高津	5局（中原、高津、宮前、多摩、麻生）
7	7月30日	13:20～15:20	0.125 ppm	中原	2局（大師、中原）
8	8月1日	13:20～15:20	0.123 ppm	高津	2局（高津、多摩）
9	8月7日	13:20～19:10	0.171 ppm	高津	9局（大師、田島、川崎、幸、中原、高津、宮前、多摩、麻生）

表21 光化学スモッグ注意報の発令日数及び届出被害者数の経年推移

年度	S46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
発令日数	10	22	25	18	24	9	5	3	4	0	2	7	3	3	3
届出被害者数	12,425	251	408	450	4,662	206	396	0	698	0	4	4	0	0	1
年度	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
発令日数	0	8	1	1	2	7	5	1	5	10	6	2	4	2	1
届出被害者数	0	50	0	0	0	22	0	0	0	46	0	0	0	0	0
年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
発令日数	11	9	5	11	5	11	13	8	3	7	4	2	11	6	9
届出被害者数	0	39	10	1	0	0	0	0	0	6	0	0	15	0	0

（注）発令日数には、昭和47年度及び昭和50年度に発令された光化学スモッグ警報がそれぞれ1日含まれている。

(5) 二酸化硫黄 (SO₂)

二酸化硫黄は、主に石油・石炭などの化石燃料に含まれる硫黄分が燃焼することによって生成される。また、微小粒子状物質等の二次生成粒子の原因物質となる。

二酸化硫黄濃度は一般環境大気測定局全局（9局）で測定している。

ア 二酸化硫黄の年平均値の推移

平成 27 年度の一般環境大気測定局全局（9局）の年平均値は 0.002 ppm であり、昭和 40 年度と比較すると、約 98%減少した。平成 22 年度以降は、0.002 ppm で推移している。

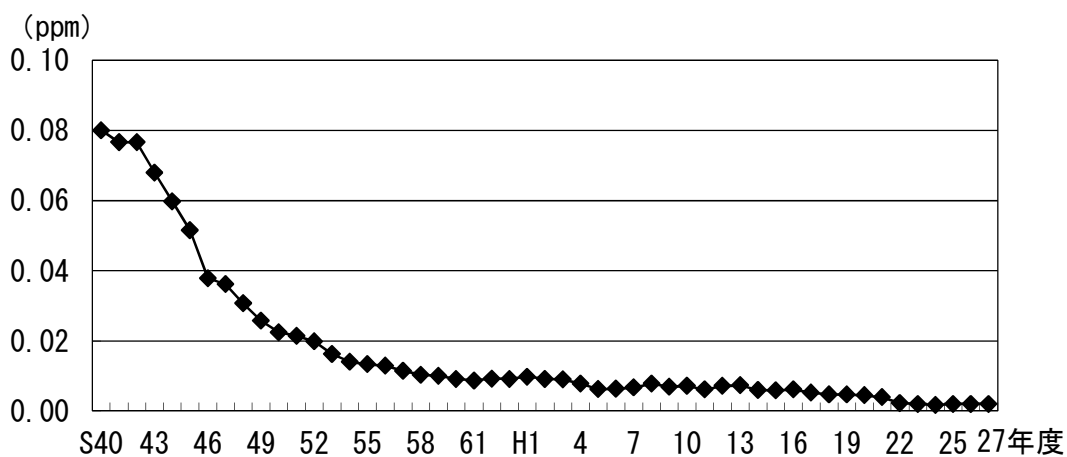


図8 二酸化硫黄濃度の年平均値の経年推移（一般環境大気測定局平均）

イ 二酸化硫黄の環境基準（環境目標値）の達成状況

平成 27 年度は、環境基準の長期的評価及び短期的評価とも、一般環境大気測定局全局（9局）で達成した。環境基準に適合した日数割合は 100%であった。

なお、環境基準の長期的評価は昭和 54 年度から連続して達成している。

環境目標値（日平均値）については、環境基準値と同じ値であり、全局で達成し、環境目標値に適合した日数割合は 100%であった。

表 22 二酸化硫黄の測定結果と評価

測定局	環 境 基 準 評 価									有効 測定 日数	環境基準値に 適合した 日数と その割合 (※3)			年平均値
	長期的評価				短期的評価									
	日平均値 の年間 2% 除外値	日平均値が 0.04 ppmを 超えた日が 2日以上 連続の有無 とその回数		評価 (※1)	1時間値が 0.1 ppmを 超えた 時間数と その割合		日平均値が 0.04 ppmを 超えた 日数と その割合		評価 (※2)					
		ppm	有無		回	○×	時間	%						
大 師	0.007	無	0	○	0	0	0	0	○	362	362	100	0.003	
田 島	0.005	無	0	○	0	0	0	0	○	288	288	100	0.002	
川 崎	0.004	無	0	○	0	0	0	0	○	362	362	100	0.002	
幸	0.004	無	0	○	0	0	0	0	○	360	360	100	0.002	
中 原	0.004	無	0	○	0	0	0	0	○	362	362	100	0.001	
高 津	0.003	無	0	○	0	0	0	0	○	350	350	100	0.001	
宮 前	0.002	無	0	○	0	0	0	0	○	362	362	100	0.001	
多 摩	0.002	無	0	○	0	0	0	0	○	362	362	100	0.001	
麻 生	0.002	無	0	○	0	0	0	0	○	361	361	100	0.001	

※1 環境基準の長期的評価：次の①及び②の両方に適合した場合は「達成」で、○で表示する。

①又は②のどちらかに適合しなかった場合は「非達成」で、×で表示する。

①年間2%除外値が0.04 ppm以下

②日平均値が0.04 ppmを超えた日が2日連続しないこと。

※2 環境基準の短期的評価：次の①及び②の両方に適合した場合は「達成」で、○で表示する。

①又は②のどちらかに適合しなかった場合は「非達成」で、×で表示する。

①1時間値が0.1 ppm以下

②日平均値が全ての有効測定日で0.04 ppm以下

※3 環境基準値に適合した日数：有効測定日数から日平均値0.04 ppmを越えた日数と1時間値が0.1 ppmを超えた日数（ただし、日平均値が0.04 ppmを超えた日と同一日は除く）を引いた日数とした。

ウ 二酸化硫黄の局別推移

表23 二酸化硫黄濃度の年平均値の経年推移

(単位：ppm)

年度 測 定 局	H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
大 師	0.007	0.007	0.007	0.006	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
田 島 ^{※1}	0.007	0.006	0.006	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002
川崎（監視C ^{※2} ）	0.007	0.007	0.007	0.006	0.003	0.003	0.003	---	---	---
川 崎	---	---	---	---	---	---	---	0.002	0.002	0.002
幸	0.005	0.005	0.005	0.004	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
中 原	0.004	0.004	0.004	0.004	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
高 津	0.004	0.004	0.003	0.004	0.002	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001
宮 前	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
多 摩	0.004	0.004	0.004	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
麻 生	0.003	0.004	0.003	0.004	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
一般環境大気測定局の全局平均	0.005	0.005	0.004	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002

※1 平成24年4月から平成28年1月までは田島こども文化センター

※2 監視C：旧公害監視センター

表24 二酸化硫黄濃度の日平均値の年間2%除外値の経年推移

(単位 : ppm)

測 定 局 \ 年 度	H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
大 師	0.017	0.013	0.014	0.014	0.008	0.007	0.008	0.008	0.007	0.007
田 島 ^{※1}	0.014	0.010	0.012	0.007	0.006	0.005	0.006	0.005	0.006	0.005
川崎 (監視C ^{※2})	0.014	0.012	0.012	0.011	0.006	0.005	0.006	----	----	----
川 崎	----	----	----	----	----	----	----	0.006	0.005	0.004
幸	0.009	0.010	0.009	0.008	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.004
中 原	0.008	0.009	0.007	0.007	0.005	0.004	0.005	0.004	0.004	0.004
高 津	0.007	0.008	0.006	0.007	0.005	0.005	0.003	0.004	0.003	0.003
宮 前	0.004	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002
多 摩	0.008	0.007	0.007	0.007	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
麻 生	0.006	0.006	0.006	0.007	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
一般環境大気測定局の全局平均	0.010	0.009	0.009	0.008	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004

※1 平成24年4月から平成28年1月までは田島こども文化センター

※2 監視C : 旧公害監視センター

(注) 環境基準値 : 0.04 ppm 以下

(6) 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素は、有機物の不完全燃焼の際に発生する物質であり、大気中的一酸化炭素の人工的な発生源は主に自動車である。

一般環境大気測定局では田島測定局、自動車排出ガス測定局では4局（池上、日進町、市役所前、遠藤町）で測定している。

ア 一酸化炭素の年平均値の推移

【一般環境大気測定局】

平成27年度の田島測定局の年平均値は0.2 ppm であり、前年度と変動はなかった。また、測定を開始した昭和47年度と比較すると、約92%減少した。

【自動車排出ガス測定局】

平成27年度の4局の年平均値は0.4 ppm であり、前年度と変動はなかった。また、昭和49年度のピーク時と比較すると、約92%減少した。

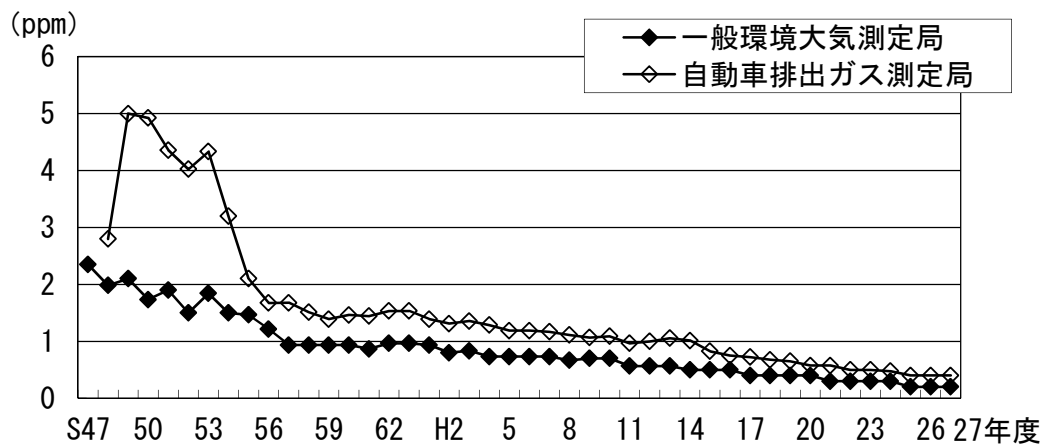


図9 一酸化炭素濃度の年平均値の経年推移

イ 一酸化炭素の環境基準の達成状況

平成27年度は、長期的評価及び短期的評価のいずれも、測定を行っている全局で環境基準を達成した。環境基準値に適合した日数割合は100%であった。

なお、環境基準は、長期的評価及び短期的評価のいずれも昭和55年度から連続して達成している。

表25 一酸化炭素の測定結果と評価

測定局		環境基準評価									有効測定日数	環境基準値に適合した日数割合(※3)	年平均値
		長期的評価				短期的評価							
		日平均値の年間2%除外値	日平均値が10 ppmを超えた日が2日以上連続の有無とその回数	評価(※1)	8時間値が20 ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10 ppmを超えた日数とその割合		評価(※2)				
					回	%	日	%					
		ppm	有無	回	○×	回	%	日	%	○×	日	%	ppm
一般環境大気測定局	田島	0.6	無	0	○	0	0	0	0	○	360	100	0.2
自動車排出ガス測定局	池上	0.8	無	0	○	0	0	0	0	○	363	100	0.4
	日進町	0.7	無	0	○	0	0	0	0	○	364	100	0.3
	市役所前	0.6	無	0	○	0	0	0	0	○	337	100	0.3
	遠藤町	1.0	無	0	○	0	0	0	0	○	363	100	0.5

※1 環境基準の長期的評価：次の①及び②に適合した場合は「達成」で、○で表示する。

①又は②のどちらかに適合しなかった場合は「非達成」で、×で表示する。

①年間2%除外値が10 ppm以下、②日平均値10 ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

※2 環境基準の短期的評価：次の①及び②の両方を適合した場合は「達成」で、○で表示する。

①又は②のどちらかに適合しなかった場合は「非達成」で、×で表示する。

①8時間平均値が20 ppm以下、②日平均値が10 ppm以下

※3 環境基準値に適合した日数：有効測定日数から、日平均値が10 ppmを超えた日数と、1時間値の8時間平均値が20 ppmを超えた日数（ただし、日平均値が10 ppmを超えた日と同一日は除く）を引いた日数とした。

ウ 一酸化炭素の局別推移

表26 一酸化炭素濃度の年平均値の経年推移（一般環境大気測定局）

（単位：ppm）

年度 測定局	H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
田島※	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2

※ 平成24年4月から平成28年1月までは田島こども文化センター

表27 一酸化炭素濃度の日平均値の年間2%除外値の経年推移（一般環境大気測定局）

（単位：ppm）

年度 測定局	H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
田島※	0.9	1.0	0.7	0.7	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6

※ 平成24年4月から平成28年1月までは田島こども文化センター

（注）環境基準値：10 ppm 以下

表28 一酸化炭素濃度の年平均値の経年推移（自動車排出ガス測定局）

（単位：ppm）

年度 測定局	H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
池上	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4
日進町	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
市役所前	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3
遠藤町	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5
自動車排出ガス測定局の全局平均	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4

表29 一酸化炭素濃度の日平均値の年間2%除外値の経年推移（自動車排出ガス測定局）

（単位：ppm）

測 定 局 \ 年 度	H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
池 上	1.3	1.4	1.0	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8
日 進 町	1.0	1.2	0.8	0.8	0.7	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7
市役所前	1.2	1.1	1.0	1.0	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6
遠 藤 町	1.3	1.8	1.4	1.2	1.1	1.2	1.1	1.1	1.1	1.0
自動車排出ガス測定局の全局平均	1.2	1.4	1.1	1.0	0.9	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8

（注）環境基準値：10 ppm 以下

(7) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質とは、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で、大気の汚染の原因となるものをいう。大気汚染防止法第 22 条に基づき常時監視物質とされている 21 物質について 4 地点（大師、中原、多摩※、池上）で月 1 回（24 時間／回）の調査を行っている。21 物質のうち、4 物質については環境基準が、9 物質については指針値が設定されている。平成 27 年度の測定結果は次のとおりである。

※一部、多摩区の生田浄水場で測定を実施

○指針値とは

有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価に当たっての指標や、事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待できるものとして設定された。

ア 有害大気汚染物質の年平均値の推移

環境基準が設定されている物質のうち、ベンゼンについては、平成20年度から継続して環境基準を達成している。

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、全地点で測定開始当初（平成9年度）から環境基準を達成している。

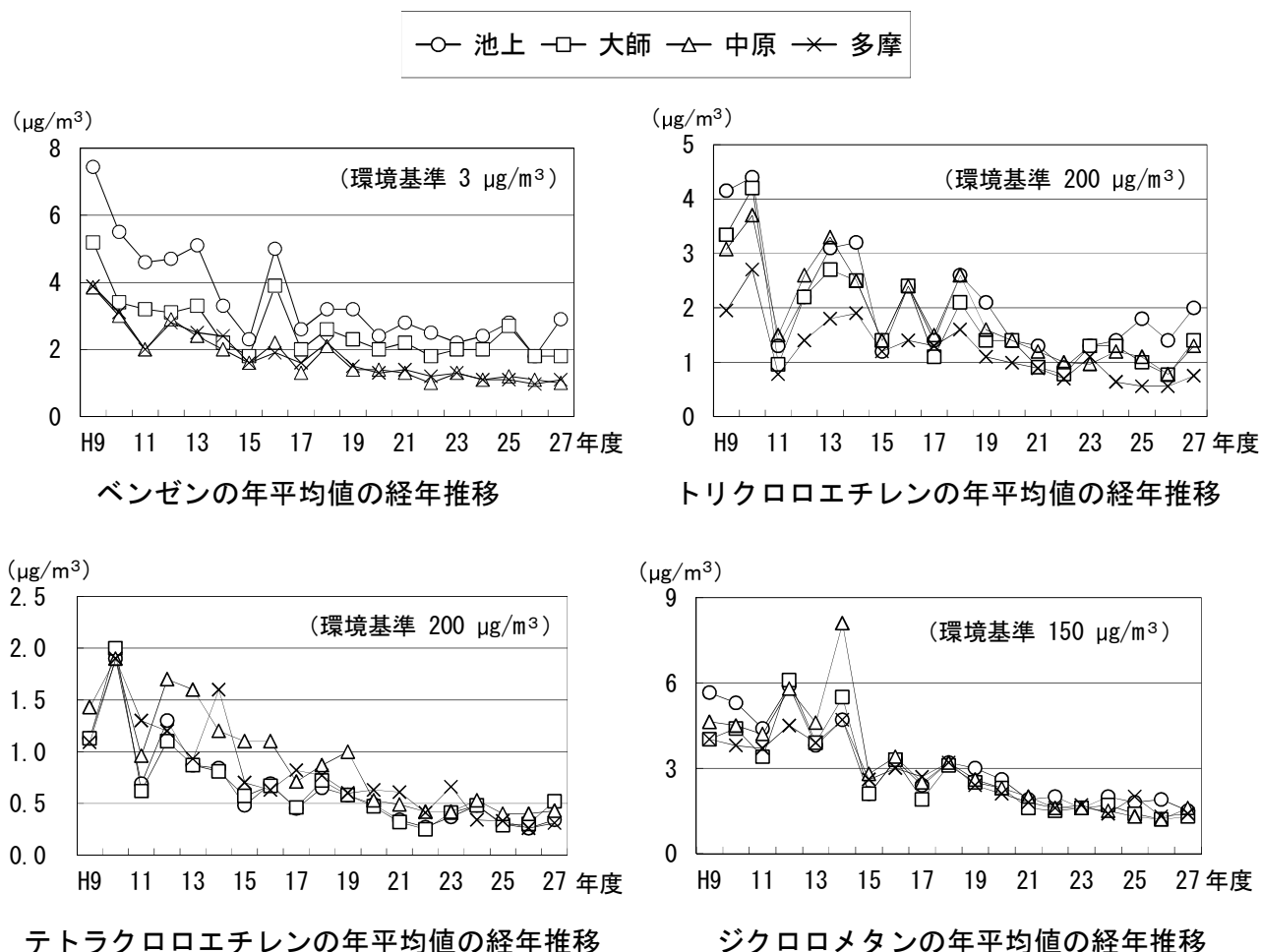
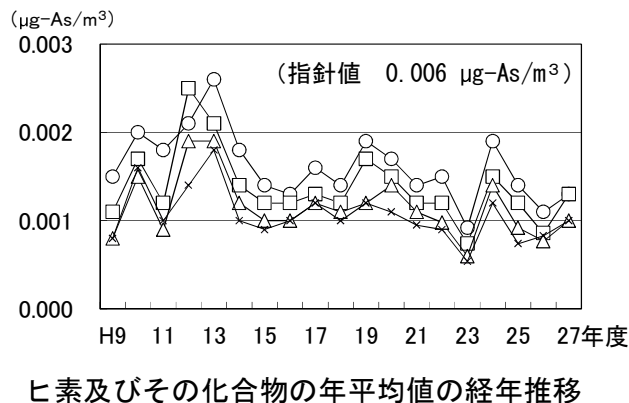
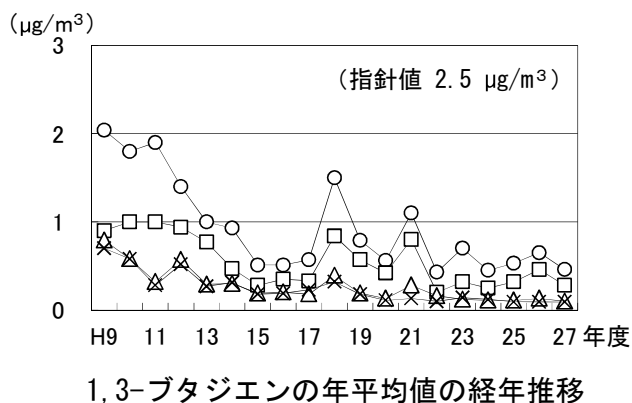
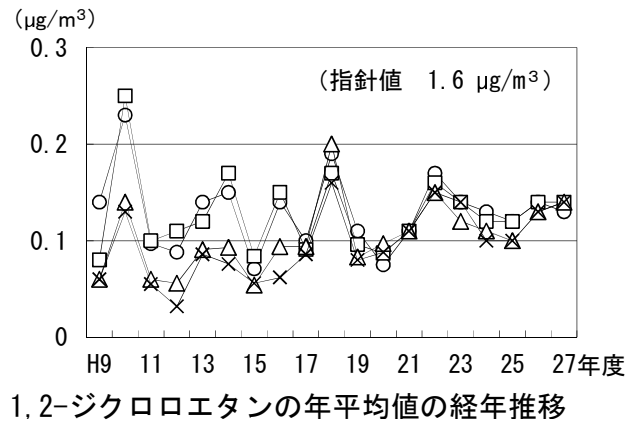
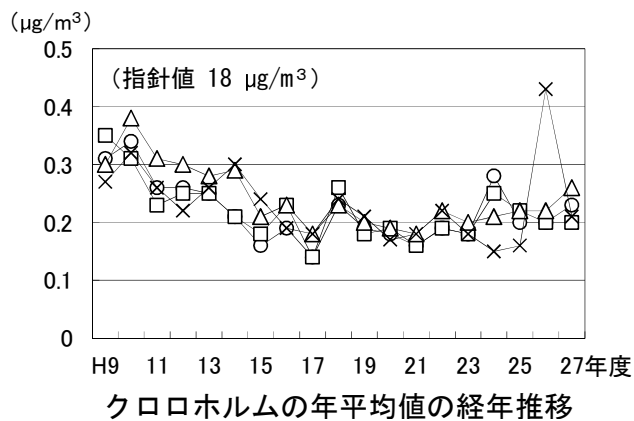
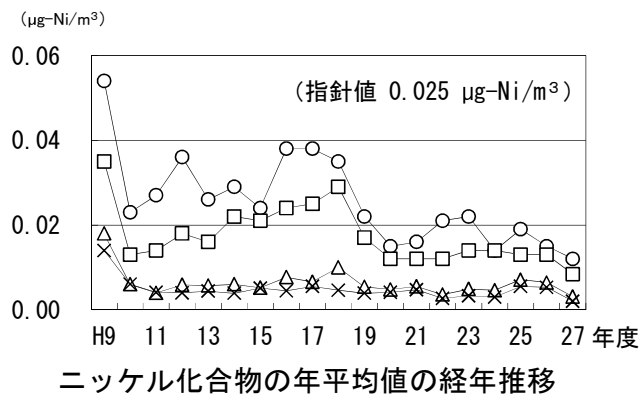
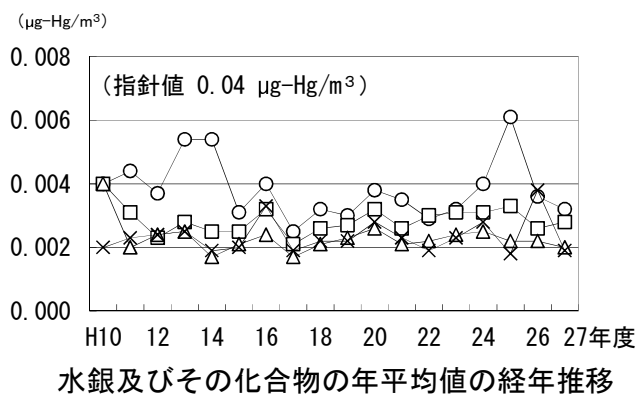
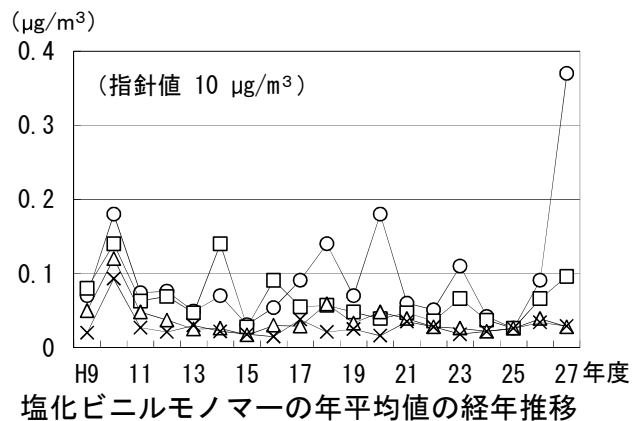
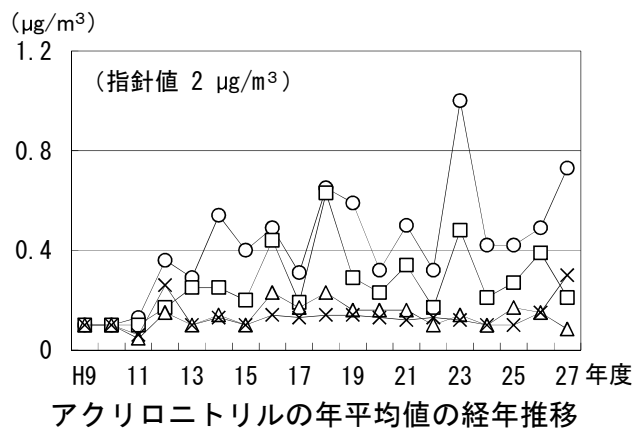


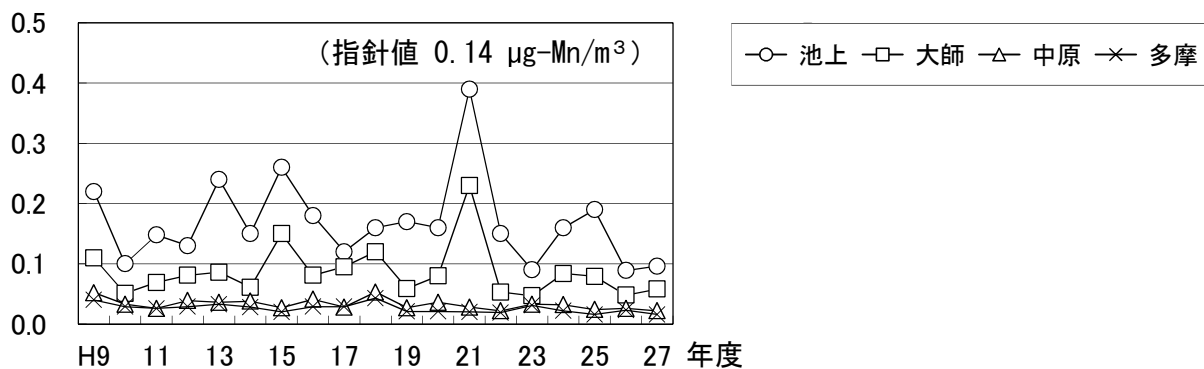
図10 有害大気汚染物質の年平均値の経年推移（環境基準が設定された物質）

指針値が設定されている9物質のうち、ニッケル化合物については平成19年度から、マンガン及びその化合物については平成26年度から、継続して指針値に適合している。アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン及び1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物については、指針値に比べて低い濃度で推移している。

○ 池上 □ 大師 △ 中原 × 多摩



($\mu\text{g-Mn}/\text{m}^3$)



マンガン及びその化合物の年平均値の経年推移

図11 有害大気汚染物質の年平均値の経年推移（指針値が設定された物質）

イ 有害大気汚染物質の環境基準及び指針値の達成状況

環境基準が設定されている4物質については、全地点で環境基準を達成した。指針値が設定されている9物質については、全地点で指針値に適合していた。

表30 平成27年度有害大気汚染物質（21物質）の年平均値

測定物質	測定地点				環境基準 (指針値)	単位
	大師	中原	多摩※	池上		
ベンゼン	1.8	1.0	1.1	2.9	3	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
トリクロロエチレン	1.4	1.3	0.75	2.0	200	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
テトラクロロエチレン	0.52	0.43	0.31	0.34	200	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
ジクロロメタン	1.3	1.6	1.4	1.5	150	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
アクリロニトリル	0.21	0.083	0.30	0.73	(2)	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
塩化ビニルモノマー	0.096	0.028	0.029	0.37	(10)	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
水銀及びその化合物	0.0028	0.002	0.0019	0.0032	(0.04)	$\mu\text{g-Hg}/\text{m}^3$
ニッケル化合物	0.0084	0.0031	0.002	0.012	(0.025)	$\mu\text{g-Ni}/\text{m}^3$
クロロホルム	0.20	0.26	0.21	0.23	(18)	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
1,2-ジクロロエタン	0.14	0.14	0.14	0.13	(1.6)	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
1,3-ブタジエン	0.28	0.099	0.091	0.46	(2.5)	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
ヒ素及びその化合物	0.0013	0.001	0.001	0.0013	(0.006)	$\mu\text{g-As}/\text{m}^3$
マンガン及びその化合物	0.058	0.022	0.016	0.096	(0.14)	$\mu\text{g-Mn}/\text{m}^3$
酸化エチレン	0.093	0.076	0.069	0.097	—	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
ベンゾ[a]ピレン	0.00078	0.00025	0.00011	0.00072	—	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
ホルムアルデヒド	3.7	4.1	4.8	4.7	—	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
アセトアルデヒド	3.2	3.2	3.6	3.7	—	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
ベリリウム及びその化合物	0.000025	0.000011	0.000012	0.000043	—	$\mu\text{g-Be}/\text{m}^3$
クロム及びその化合物	0.013	0.0053	0.0030	0.027	—	$\mu\text{g-Cr}/\text{m}^3$
トルエン	6.7	7.3	44	7.8	—	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
塩化メチル	1.5	1.4	1.4	1.6	—	$\mu\text{g}/\text{m}^3$

※ ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物、ベンゾ[a]ピレン、ベリリウム及びその化合物並びにクロム及びその化合物については、多摩区の生田浄水場で調査を実施している。

(8) ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、物の燃焼などの過程で非意図的に生成する物質である。主な発生源はごみ焼却炉であり、市内の大気中のダイオキシン類の環境調査を定期的に行っている。

平成 27 年度の調査結果は、次のとおりである。

ア 一般環境大気中のダイオキシン類の年平均値の経年推移

市内の大気の大気濃度を把握するため、大師測定局、中原測定局、生田浄水場の3地点で調査を実施している。平成10年度の調査開始より徐々に低下し、近年はほぼ横ばいで推移している。また、平成10年度と比較すると、約93%減少した。

なお、平成13年8月の「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」の改訂に伴い、平成14年度の調査より試料採取期間を1日から7日に変更している。

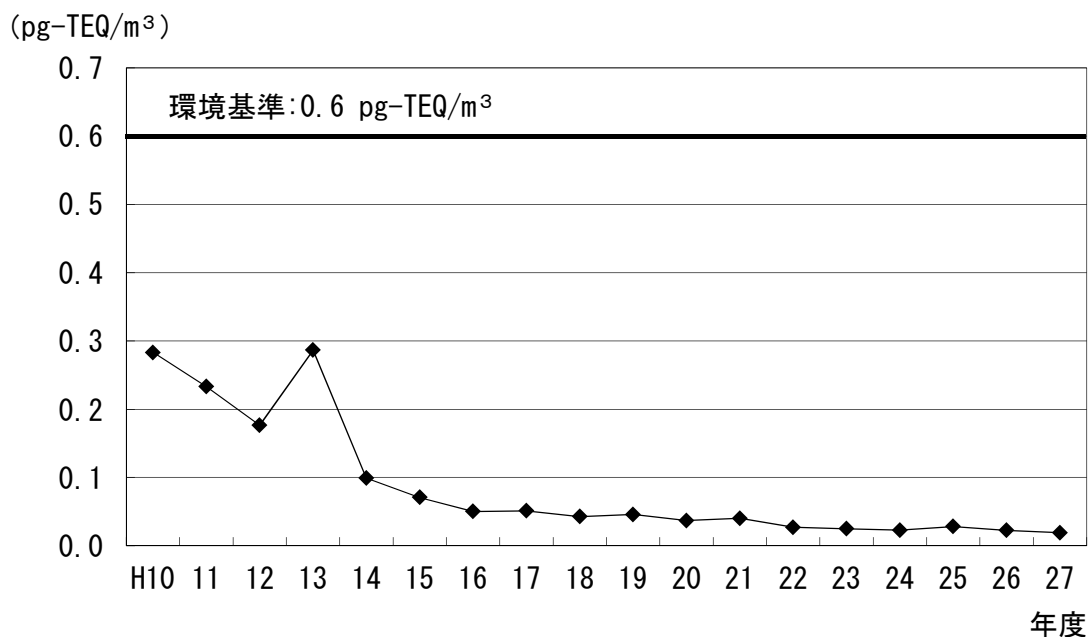


図12 ダイオキシン類濃度の年平均値の経年推移 (一般環境) (3地点平均)

イ 一般環境大気中のダイオキシン類の環境基準の達成状況

平成27年度の年平均値は、0.016～0.023 pg-TEQ/m³であり、全地点で環境基準 (年平均値が0.6 pg-TEQ/m³以下) を達成した。

表31 ダイオキシン類の調査結果 (一般環境)

(単位: pg-TEQ/m³)

試料採取日 調査地点	H27. 5. 14 ～5. 21	H27. 8. 27 ～9. 3	H27. 11. 12 ～11. 19	H28. 1. 21 ～1. 28	年平均値	環境基準
大師測定局	0.021	0.023	0.021	0.026	0.023	0.6
中原測定局	0.015	0.016	0.019	0.020	0.018	
生田浄水場	0.016	0.013	0.016	0.020	0.016	

ウ 一般環境大気中のダイオキシン類の調査地点別の推移

表32 調査地点別のダイオキシン類濃度の年平均値の経年推移（一般環境）

（単位：pg-TEQ/m³）

調査年度 調査地点	H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
大師測定局	0.046	0.054	0.040	0.042	0.034	0.028	0.024	0.033	0.030	0.023
中原測定局	0.044	0.045	0.038	0.039	0.028	0.024	0.022	0.027	0.021	0.018
生田浄水場	0.038	0.038	0.032	0.038	0.020	0.022	0.022	0.024	0.016	0.016

エ 処理センター周辺のダイオキシン類の調査結果

市のごみ処理センター周辺の環境濃度を把握するため、2処理センター周辺についてそれぞれ4地点、合計8地点で調査を実施した。その結果、平成27年度の年平均値は、0.012～0.028 pg-TEQ/m³であり、全地点で環境基準（年平均値が0.6 pg-TEQ/m³以下）を達成した。

表 33 ダイオキシン類の調査結果（処理センター周辺）

<堤根処理センター周辺>

（単位：pg-TEQ/m³）

調査地点			試料採取日 H27. 8. 27 ～9. 3	環境基準
①	川崎区	京町小学校	0.021	0.6
②	幸 区	南河原小学校	0.021	
③	幸 区	南加瀬小学校	0.017	
④	川崎区	さくら小学校	0.028	

<王禅寺処理センター周辺>

（単位：pg-TEQ/m³）

調査地点			試料採取日 H27. 8. 27 ～9. 3	環境基準
⑤	麻生区	虹ヶ丘小学校	0.017	0.6
⑥	宮前区	稗原小学校	0.015	
⑦	麻生区	西生田中学校	0.017	
⑧	麻生区	麻生小学校	0.012	

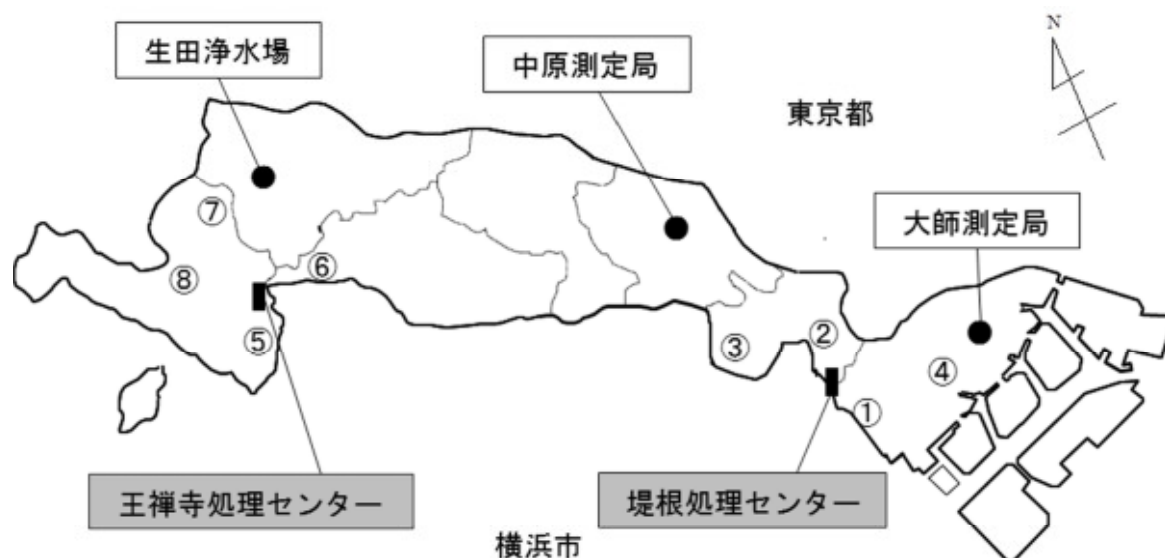


図13 調査地点（大気）

水環境の状況

1 公共用水域測定結果

本市では、市内の公共用水域（多摩川水系、鶴見川水系及び東京湾）の状況について、昭和 46 年度から定期的に水質測定を実施している。また、平成 5 年には、「川崎市河川水質管理計画」（平成 24 年 10 月からは「川崎市水環境保全計画」）を策定し、市内河川に環境目標を設定し、さらに平成 15 年には、神奈川県知事が多摩川水系の市内河川（三沢川、二ヶ領本川及び平瀬川）に環境基本法第 16 条第 2 項に基づき環境基準の水域類型を指定した。

また、ダイオキシン類については、平成 10 年度から測定を実施しており、平成 12 年度以降は平成 12 年 1 月に施行したダイオキシン類対策特別措置法に基づき測定を実施している。

(1) 測定の概要

ア 測定の種類（河川及び海域）

水質汚濁防止法第 15 条に基づく常時監視による水質測定

水質汚濁防止法第 16 条に基づき神奈川県が作成した公共用水域の水質の測定に関する計画による水質測定

イ 測定地点

河川 26 地点、海域 12 地点

ウ 測定項目等

健康項目、生活環境項目、要監視項目等

表 1 測定項目数及び測定地点数一覧表

項目名	河川		海域	
	項目数	地点数	項目数	地点数
健康項目	27 項目	11 地点	25 項目	9 地点
生活環境項目	12 項目	26 地点	10 項目	12 地点
要監視項目	29 項目	2 地点	29 項目	2 地点
特殊項目	7 項目	6 地点	6 項目	6 地点
その他の項目	8 項目	8 地点	7 項目	12 地点
合計（実数）	83 項目	26 地点	77 項目	12 地点

（注）要監視項目であり特殊項目でもある EPN とニッケルの 2 項目は特殊項目とした。

(2) 水質汚濁の状況の推移

ア 河川の水質

河川の代表的な汚濁指標である生物化学的酸素要求量（BOD）について、多摩川水系と鶴見川水系の主な地点における年間平均値の推移を見ると、平成 20 年度頃まで減少傾向が見られ、近年は低濃度で横ばいに推移している。

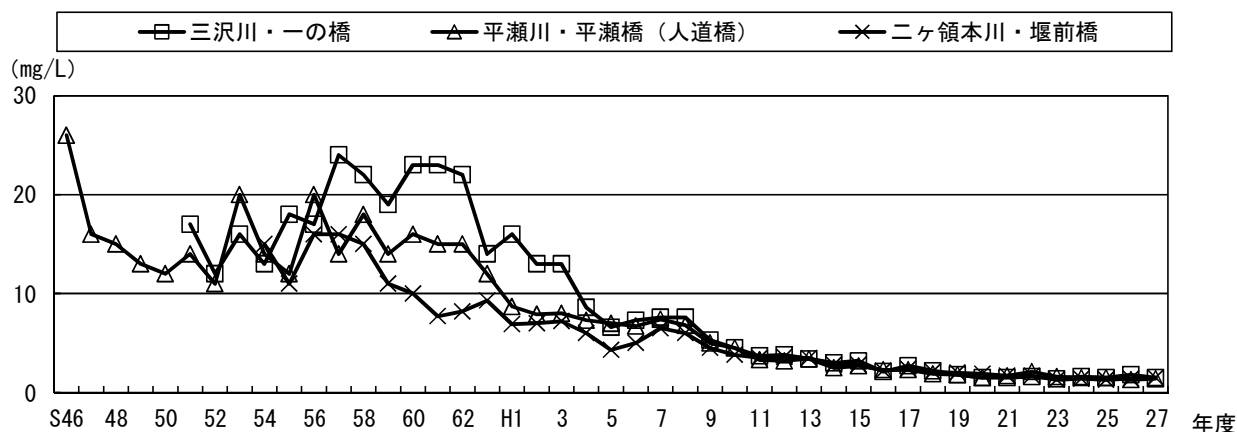
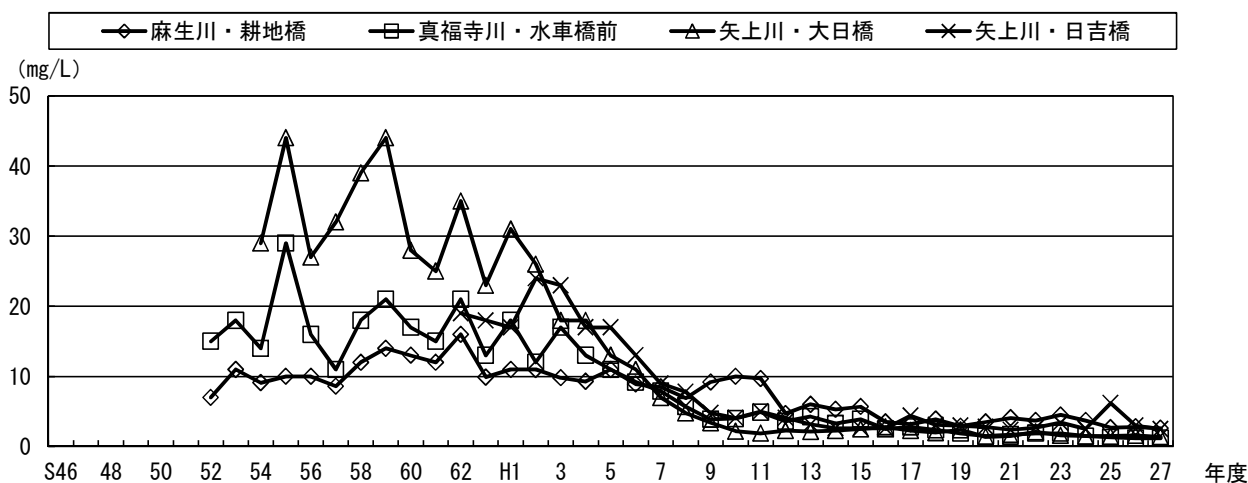


図 1 多摩川水系の BOD の年間平均値の経年推移



(注) 麻生川・耕地橋は平成3年度まで仲野橋で測定

図2 鶴見川水系のBODの年間平均値の経年推移

イ 海域の水質

(7) 化学的酸素要求量 (COD)

海域の代表的な汚濁指標である化学的酸素要求量 (COD) について、B類型水域 (沖合部) 及びC類型水域 (運河部) 別に主な地点の年間平均値の推移を見ると、緩やかな減少傾向が見られていたが、近年は横ばいで推移している。

なお、平成20年度の京浜運河扇町は、平成20年6月に発生した赤潮の影響 (20 mg/L) で高濃度となった。

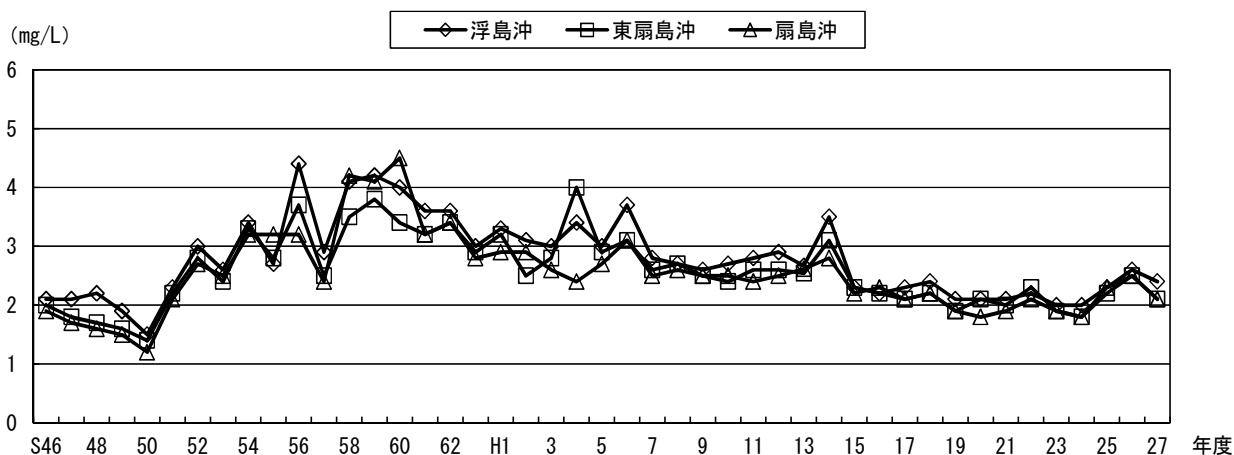


図3 海域・B類型のCODの年間平均値の経年推移

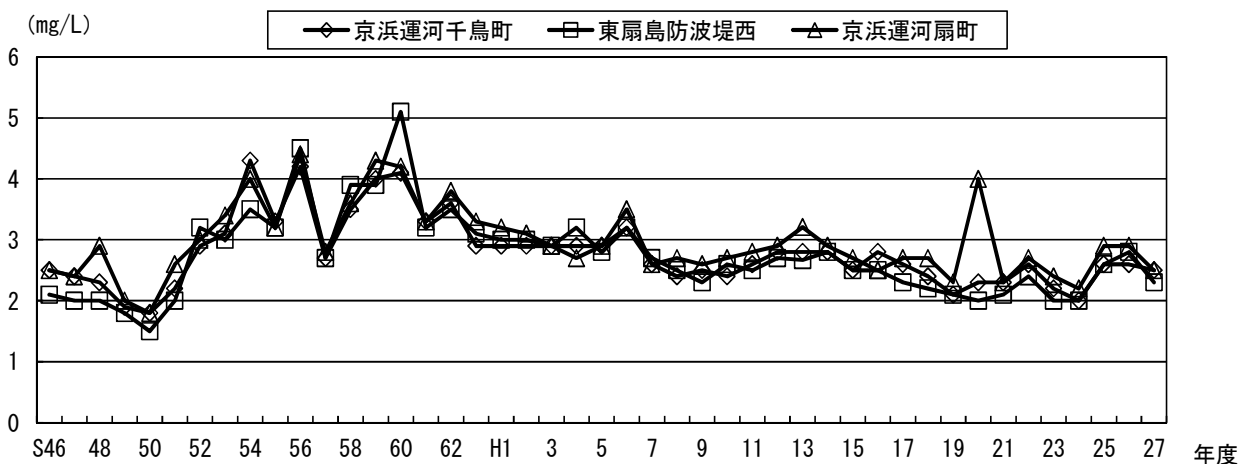


図4 海域・C類型のCODの年間平均値の経年推移

(イ) 全窒素

全窒素とは窒素化合物全体のことで、窒素は富栄養化の要因となっている。

主な地点の全層（上層と下層の平均値）の年間平均値の経年推移を見ると、緩やかな減少傾向が見られていたが、近年は横ばいで推移している。

なお、平成 20 年度の京浜運河扇町は、平成 20 年 6 月に発生した赤潮の影響で高濃度となった。

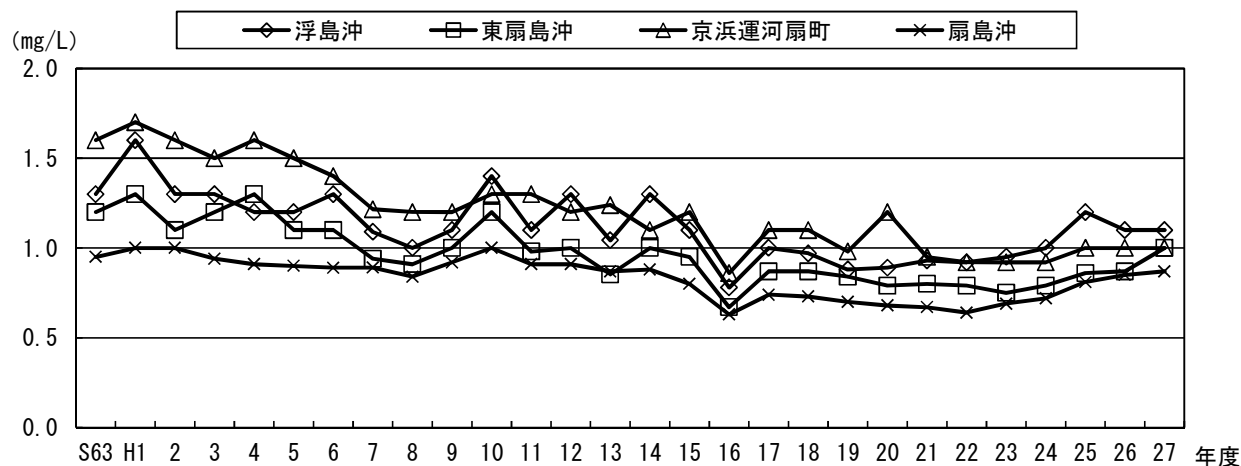


図 5 海域の全窒素の年間平均値（全層）の経年推移

(ウ) 全燐

全燐とは燐化合物全体のことで、燐は富栄養化の要因となっている。

主な地点の全層の年間平均値の経年推移を見ると、横ばいで推移している。

なお、平成 20 年度の京浜運河扇町は、平成 20 年 6 月に発生した赤潮の影響で高濃度となった。

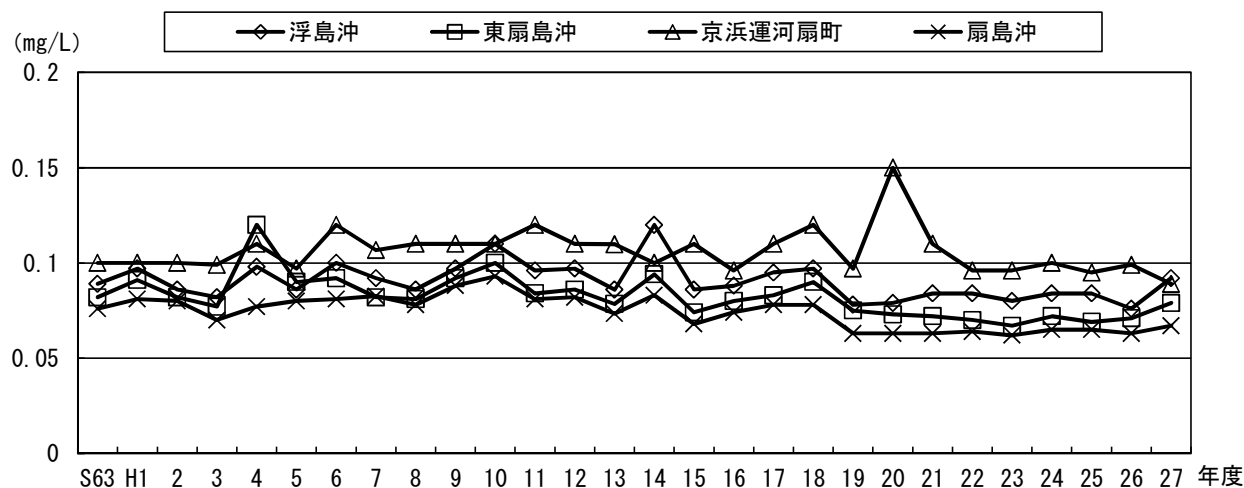


図 6 海域の全燐の年間平均値（全層）の経年推移

(3) 環境基準等の達成（適合）状況

ア 健康項目

健康項目とは、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められた項目である。

(7) 河川

健康項目27項目について測定した結果、平成27年度は全地点で環境基準を達成した。

表2 健康項目の環境基準達成状況（河川）

健康項目	調査 地点数	環境基準値 (mg/L)	各地点の年間平均値 の最高濃度 (mg/L)	環境基準 達成 地点数	達成率 (%)
カドミウム	11	0.003 以下	0.0003 未満	11	100
全シアン	11	検出されないこと	不検出	11	100
鉛	11	0.01 以下	0.005	11	100
六価クロム	11	0.05 以下	0.02 未満	11	100
砒素	11	0.01 以下	0.005 未満	11	100
総水銀	11	0.0005 以下	0.0005 未満	11	100
アルキル水銀	11	検出されないこと	不検出	11	100
PCB	11	検出されないこと	不検出	11	100
ジクロロメタン	11	0.02 以下	0.0002 未満	11	100
四塩化炭素	11	0.002 以下	0.0002 未満	11	100
1,2-ジクロロエタン	11	0.004 以下	0.0002 未満	11	100
1,1-ジクロロエチレン	11	0.1 以下	0.0002 未満	11	100
シス-1,2-ジクロロエチレン	11	0.04 以下	0.0002	11	100
1,1,1-トリクロロエタン	11	1 以下	0.0002 未満	11	100
1,1,2-トリクロロエタン	11	0.006 以下	0.0002 未満	11	100
トリクロロエチレン	11	0.01 以下	0.0002 未満	11	100
テトラクロロエチレン	11	0.01 以下	0.0002 未満	11	100
1,3-ジクロロプロペン	11	0.002 以下	0.0004 未満	11	100
チウラム	11	0.006 以下	0.0006 未満	11	100
シマジン	11	0.003 以下	0.0003 未満	11	100
チオベンカルブ	11	0.02 以下	0.002 未満	11	100
ベンゼン	11	0.01 以下	0.0002 未満	11	100
セレン	11	0.01 以下	0.002 未満	11	100
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	11	10 以下	7.6	11	100
ふっ素	11	0.8 以下	0.16	11	100
ほう素	11	1 以下	0.38	11	100
1,4-ジオキサン	11	0.05 以下	0.005 未満	11	100

(イ) 海域

健康項目25項目について測定した結果、平成27年度は全地点で環境基準を達成した。

表3 健康項目の環境基準達成状況（海域）

健康項目	調査 地点数	環境基準値 (mg/L)	各地点の年間平均値 の最高濃度 (mg/L)	環境基準 達成 地点数	達成率 (%)
カドミウム	9	0.003 以下	0.0003 未満	9	100
全シアン	9	検出されないこと	不検出	9	100
鉛	9	0.01 以下	0.005 未満	9	100
六価クロム	9	0.05 以下	0.02 未満	9	100
砒素	9	0.01 以下	0.006	9	100
総水銀	9	0.0005 以下	0.0005 未満	9	100
アルキル水銀	9	検出されないこと	不検出	9	100
PCB	9	検出されないこと	不検出	9	100
ジクロロメタン	9	0.02 以下	0.0002 未満	9	100
四塩化炭素	9	0.002 以下	0.0002 未満	9	100
1,2-ジクロロエタン	9	0.004 以下	0.0002 未満	9	100
1,1-ジクロロエチレン	9	0.1 以下	0.0002 未満	9	100
シス-1,2-ジクロロエチレン	9	0.04 以下	0.0002 未満	9	100
1,1,1-トリクロロエタン	9	1 以下	0.0002 未満	9	100
1,1,2-トリクロロエタン	9	0.006 以下	0.0002 未満	9	100
トリクロロエチレン	9	0.01 以下	0.0002 未満	9	100
テトラクロロエチレン	9	0.01 以下	0.0002 未満	9	100
1,3-ジクロロプロペン	9	0.002 以下	0.0004 未満	9	100
チウラム	9	0.006 以下	0.0006 未満	9	100
シマジン	9	0.003 以下	0.0003 未満	9	100
チオベンカルブ	9	0.02 以下	0.002 未満	9	100
ベンゼン	9	0.01 以下	0.0002 未満	9	100
セレン	9	0.01 以下	0.002 未満	9	100
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	9	10 以下	0.92	9	100
1,4-ジオキサン	9	0.05 以下	0.005 未満	9	100

イ 生活環境項目

生活環境項目とは、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められた項目である。

(7) 環境基準の達成状況

a 河川

生活環境項目のうち環境基準が定められている水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、浮遊物質 (SS)、溶存酸素量 (DO)、大腸菌群数の達成状況等は次のとおりである。

(a) 生活環境項目の環境基準値適合率

環境基準値適合率（環境基準値に適合した検体数を測定検体数で除した値）は、pH 76.8%、BOD 98.6%、SS 100%、DO 97.1%、大腸菌群数 4.2%であった。

表 4 生活環境項目の環境基準値適合率

項 目	測定検体数	適合検体数	適合率 (%)
水素イオン濃度 (pH)	69	53	76.8
生物化学的酸素要求量 (BOD)	69	68	98.6
浮遊物質 (SS)	69	69	100
溶存酸素量 (DO)	69	67	97.1
大腸菌群数	24	1	4.2

(b) BOD の環境基準達成状況

BOD の環境基準が設定されている多摩川水系の3河川（三沢川、二ヶ領本川及び平瀬川）を調査した。環境基準の達成状況は、75%水質値で評価する。BOD75%水質値は、1.5～1.7mg/L で、3河川全てで環境基準を達成した。

表5 BOD の環境基準達成状況

河川名	地点名	類型	BOD75%水質値	
三沢川	一の橋	C	1.7	mg/L
二ヶ領本川	堰前橋	B	1.5	mg/L
平瀬川	平瀬橋（人道橋）	B	1.5	mg/L

(注) は環境基準達成（環境基準は B 類型3 mg/L 以下、C 類型5 mg/L 以下）

b 海域

海域の生活環境項目の環境基準は水域ごとで判断することとされており、本市の測定地点が含まれる水域は他自治体にまたがっている。したがってこの公表では、測定地点ごとに環境基準値と比較し、環境基準値以下の場合は「適合」としている。

生活環境項目のうち環境基準が定められている pH、COD、DO、*n*-ヘキサン抽出物質、全窒素、全リン、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の適合状況等は次のとおりである。

(a) 生活環境項目の環境基準値適合率

環境基準適合率は、pH 100%、COD 96.9%、D0 89.6%、*n*-ヘキサン抽出物質 100%、全窒素 24.0%、全リン 44.8%、全亜鉛 100%、ノニルフェノール 100%、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 100%であった。

表 6 生活環境項目の環境基準値適合率

項 目	測定検体数	適合検体数	適合率 (%)
水素イオン濃度 (pH)	96	96	100
化学的酸素要求量 (COD)	96	93	96.9
溶存酸素量 (D0)	96	86	89.6
<i>n</i> -ヘキサン抽出物質	36	36	100
全窒素	96	23	24.0
全リン	96	43	44.8
全亜鉛	72	72	100
ノニルフェノール	72	72	100
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	72	72	100

(b) COD の環境基準値適合状況

B 類型水域 (沖合部) 3 地点、C 類型水域 (運河部) 9 地点の合計 12 地点を調査した。環境基準値の適合状況は、全層の 75%水質値で評価する。B 類型水域 3 地点の COD75%水質値は 2.5 mg/L～2.8 mg/L、C 類型水域 9 地点では 2.4 mg/L～2.9 mg/L で、B 類型水域及び C 類型水域の全地点で環境基準値に適合していた。

表 7 COD の環境基準値適合状況

測定地点	類型	COD75%水質値	測定地点	類型	COD75%水質値
浮島沖	B	2.8 mg/L	末広運河先	C	2.5 mg/L
東扇島沖	B	2.6 mg/L	大師運河先	C	2.4 mg/L
扇島沖	B	2.5 mg/L	夜光運河先	C	2.5 mg/L
京浜運河千鳥町	C	2.8 mg/L	桜堀運河先	C	2.7 mg/L
東扇島防波堤西	C	2.7 mg/L	池上運河先	C	2.7 mg/L
京浜運河扇町	C	2.9 mg/L	南渡田運河先	C	2.4 mg/L

(注) は環境基準値適合 (環境基準値は B 類型 3 mg/L 以下、C 類型 8 mg/L 以下)

(c) 全窒素の環境基準値適合状況

沖合部 3 地点、運河部 9 地点の合計 12 地点を調査した。環境基準値の適合状況は上層の年間平均値で評価する。上層の年間平均値は、1.1 mg/L～4.1 mg/L で、全地点で環境基準値に適合しなかった。

表 8 全窒素の環境基準値適合状況

測定地点	類型	上層年間平均値	測定地点	類型	上層年間平均値
浮島沖	IV	1.6 mg/L	末広運河先	IV	2.2 mg/L
東扇島沖	IV	1.4 mg/L	大師運河先	IV	1.4 mg/L
扇島沖	IV	1.1 mg/L	夜光運河先	IV	1.7 mg/L
京浜運河千鳥町	IV	1.4 mg/L	桜堀運河先	IV	4.1 mg/L
東扇島防波堤西	IV	1.2 mg/L	池上運河先	IV	1.8 mg/L
京浜運河扇町	IV	1.3 mg/L	南渡田運河先	IV	1.9 mg/L

(注) は環境基準値適合 (環境基準値は 1 mg/L 以下)

(d) 全燐の環境基準値適合状況

沖合部3地点、運河部9地点の合計12地点を調査した。環境基準値の適合状況は、上層の年間平均値で評価する。全燐の上層の年間平均値は、0.070 mg/L～0.68mg/Lで、東扇島沖、扇島沖、東扇島防波堤西で環境基準値に適合していた。

表9 全燐の環境基準値適合状況

測定地点	類型	上層年間平均値	測定地点	類型	上層年間平均値
浮島沖	IV	0.11 mg/L	末広運河先	IV	0.16 mg/L
東扇島沖	IV	0.088 mg/L	大師運河先	IV	0.097 mg/L
扇島沖	IV	0.070 mg/L	夜光運河先	IV	0.11 mg/L
京浜運河千鳥町	IV	0.096 mg/L	桜堀運河先	IV	0.68 mg/L
東扇島防波堤西	IV	0.083 mg/L	池上運河先	IV	0.17 mg/L
京浜運河扇町	IV	0.10 mg/L	南渡田運河先	IV	0.12 mg/L

(注) は環境基準値適合（環境基準値は0.09 mg/L 以下）

(イ) 生活環境の保全に関する環境目標

本市では「川崎市水環境保全計画」において、河川についての「生活環境の保全に関する環境目標」を定めており、対象水域別の評価は次のとおりである。

a 対象水域

表10 環境目標の対象

水系	対象水域	対象河川
多摩川水系	A A 目標	五反田川、二ヶ領用水、平瀬川
	A 目標	三沢川
鶴見川水系	B 目標	麻生川、片平川、真福寺川
	C 目標	矢上川、有馬川、渋川

b 対象項目及び環境目標値

表11 対象項目及び環境目標値

対象項目 対象水域	環 境 目 標 値	
	BOD	COD
A A 目標	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下
A 目標	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下
B 目標	8 mg/L 以下	8 mg/L 以下
C 目標	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下

c 環境目標の達成状況

環境目標の達成状況は、75%水質値で評価する。次に主要地点での環境目標の達成状況を示す。

(a) A A目標水域[BOD75%水質値:3 mg/L 以下、COD75%水質値:5 mg/L 以下]

五反田川、二ヶ領用水（二ヶ領本川、二ヶ領用水宿河原線及び円筒分水下流）及び平瀬川では、BOD75%水質値が1.5mg/L～2.1 mg/L、COD75%水質値が2.6 mg/L～4.8 mg/Lであり、BOD 及び COD の環境目標を達成した。

表12 A A目標水域の環境目標達成状況

河川名	地点名	BOD75%水質値		COD75%水質値	
二ヶ領本川	堰前橋	1.5	mg/L	3.6	mg/L
二ヶ領用水 宿河原線	出会い橋	1.5	mg/L	4.8	mg/L
二ヶ領用水 円筒分水下流	今井仲橋	2.1	mg/L	4.3	mg/L
五反田川	追分橋	1.6	mg/L	2.6	mg/L
平瀬川	平瀬橋（人道橋）	1.5	mg/L	3.6	mg/L

(注)  は目標達成

(b) A 目標水域[BOD 及び COD 75%水質値:5 mg/L 以下]

三沢川は、BOD75%水質値が1.7 mg/L、COD75%水質値が3.8 mg/L で、BOD 及び COD の環境目標を達成した。

表13 A 目標水域の環境目標達成状況

河川名	地点名	BOD75%水質値		COD75%水質値	
三沢川	一の橋	1.7	mg/L	3.8	mg/L

(注)  は目標達成

(c) B 目標水域[BOD 及び COD75%水質値:8 mg/L 以下]

片平川、麻生川及び真福寺川では、BOD75%水質値が0.9 mg/L～3.1 mg/L、COD75%水質値が3.0 mg/L～7.5 mg/L で、BOD 及び COD の環境目標を達成した。

表14 B 目標水域の環境目標達成状況

河川名	地点名	BOD75%水質値		COD75%水質値	
片平川	片平橋下	0.9	mg/L	3.0	mg/L
麻生川	耕地橋	3.1	mg/L	7.5	mg/L
真福寺川	水車橋前	1.1	mg/L	3.7	mg/L

(注)  は目標達成

(d) C 目標水域[BOD 及び COD 75%水質値:10 mg/L 以下]

矢上川、有馬川及び渋川では、BOD75%水質値が1.4 mg/L～2.7 mg/L、COD75%水質値が3.4 mg/L～6.8 mg/L で、BOD 及び COD の環境目標を達成した。

表15 C 目標水域の環境目標達成状況

河川名	地点名	BOD75%値		COD75%値	
矢上川※	矢上川橋	2.7	mg/L	6.8	mg/L
有馬川	五月橋	1.7	mg/L	3.4	mg/L
渋川	渋川橋	1.4	mg/L	3.7	mg/L

※ 矢上川は国土交通省で測定

(注)  は目標達成

(4) 測定地点別推移

ア 河川の測定地点別推移

川崎市内の多摩川水系の平成 27 年度の BOD 年間平均値は、0.6 mg/L～1.9 mg/L（排水路・下水路は 1.5 mg/L～2.6 mg/L）であり、経年的にはほぼ横ばいで推移している。

また、川崎市内の鶴見川水系の平成 27 年度の BOD 年間平均値は、1.0 mg/L～2.6 mg/L であり、経年的にはほぼ横ばいで推移している。

表16 多摩川水系の BOD 年間平均値の経年推移（年度）

（単位：mg/L）

河川名	測定地点名	H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
二ヶ領用水	本川・親水公園内	1.4	1.5	1.0	1.4	1.4	1.1	1.5	1.7	1.3	1.9
	山下川・合流前	1.8	1.1	0.8	1.3	0.8	1.0	1.2	1.1	1.2	1.1
	本川・南橋	1.4	1.3	1.3	1.5	1.6	1.2	1.4	1.4	1.2	1.0
	五反田川・追分橋	1.4	1.4	1.1	1.1	1.3	1.0	1.1	1.5	1.1	1.5
	宿河原線・北村橋上	1.3	1.1	1.1	1.5	1.5	1.1	1.1	1.3	1.1	1.8
	宿河原線・出会い橋	2.7	2.7	3.1	3.1	2.0	1.2	1.5	1.4	1.4	1.5
	本川・堰前橋	2.1	2.0	1.9	1.7	1.7	1.3	1.4	1.3	1.4	1.5
	円筒分水下流・今井仲橋	2.2	2.3	1.8	1.8	2.0	1.7	1.7	1.5	1.4	1.6
	円筒分水下流・鹿島田橋	1.6	1.4	1.6	1.7	2.5	2.1	1.8	1.7	1.4	1.7
三沢川	下村橋下	4.2	1.4	1.1	1.2	1.3	0.9	0.7	0.7	0.8	0.6
	一の橋	2.2	1.8	1.5	1.5	1.6	1.4	1.6	1.5	1.8	1.5
平瀬川	支川合流後	1.5	1.5	1.2	1.5	1.4	1.4	0.9	1.4	1.0	0.9
	中之橋	1.9	1.4	1.5	1.8	1.5	1.4	1.8	1.5	1.2	1.8
	平瀬橋（人道橋）	1.9	1.8	1.5	1.7	2.1	1.6	1.5	1.5	1.3	1.4
雨水幹線	登戸雨水幹線	2.0	2.2	2.1	2.4	1.5	1.8	1.3	1.6	1.4	2.6
	六ヶ村堀雨水幹線	2.6	3.6	2.8	2.2	2.3	2.9	1.9	1.8	2.2	1.5
	宮内雨水幹線	5.1	4.7	2.6	2.0	2.7	3.4	2.3	3.1	1.7	2.4

表17 鶴見川水系の BOD 年間平均値の経年推移（年度）

（単位：mg/L）

河川名	測定地点名	H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
片平川	片平橋下	1.4	1.4	1.2	1.3	1.3	1.4	1.1	0.9	1.0	1.0
麻生川	耕地橋	3.9	2.9	3.5	4.1	3.7	4.5	3.7	2.7	2.8	2.6
	山口橋	3.2	2.4	1.8	1.6	3.6	2.4	1.3	2.2	1.6	1.3
真福寺川	水車橋前	2.4	1.9	1.5	1.7	1.9	1.9	1.5	1.3	1.2	1.2
矢上川	大日橋	2.0	2.4	1.4	1.5	2.1	1.6	1.5	1.5	1.6	1.4
	日吉橋	3.1	3.0	2.8	2.4	2.7	3.4	2.5	6.2	3.0	2.5
	矢上川橋※	2.5	3.2	2.1	2.0	2.2	2.8	2.3	2.6	2.1	1.8
有馬川	五月橋	1.5	1.8	1.7	1.9	1.7	2.3	1.8	2.5	1.7	1.6
渋川	渋川橋	1.6	1.4	1.4	1.4	1.4	1.3	1.1	1.2	1.1	1.1

※ 矢上川・矢上川橋は国土交通省で測定

イ 海域の測定地点別推移

(7) 化学的酸素要求量 (COD)

平成 27 年度の全層の COD 年間平均値は、B 類型水域 3 地点では 2.1 mg/L～2.4 mg/L、C 類型水域 9 地点では 2.3 mg/L～3.9 mg/L であり、経年的にはほぼ横ばいで推移している。

表18 海域の COD 年間平均値の経年推移（年度）

（単位：mg/L）

測定地点	類型	H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
浮島沖	B	2.4	2.1	2.1	2.1	2.2	2.0	2.0	2.3	2.6	2.4
東扇島沖	B	2.2	1.9	2.1	2.0	2.3	1.9	1.8	2.2	2.5	2.1
扇島沖	B	2.2	1.9	1.8	1.9	2.1	1.9	1.8	2.3	2.5	2.1
京浜運河千鳥町	C	2.4	2.1	2.3	2.3	2.6	2.2	2.0	2.6	2.6	2.5
東扇島防波堤西	C	2.2	2.1	2.0	2.1	2.4	2.0	2.0	2.6	2.8	2.3
京浜運河扇町	C	2.7	2.3	4.0	2.3	2.7	2.4	2.2	2.9	2.9	2.5
末広運河先	C	2.7	2.7	2.2	2.8	2.7	2.5	2.4	2.5	2.5	2.4
大師運河先	C	2.0	2.0	1.9	2.4	2.3	2.2	1.8	2.3	2.5	2.3
夜光運河先	C	2.9	2.6	2.1	2.5	2.6	2.5	2.3	2.5	3.0	2.7
桜堀運河先	C	3.3	3.2	2.6	3.0	2.9	2.7	2.7	3.3	3.4	3.9
池上運河先	C	3.1	2.4	2.1	2.5	2.7	2.4	2.0	2.8	3.3	2.7
南渡田運河先	C	2.7	2.3	2.1	2.3	2.4	2.4	2.3	2.5	2.8	2.7

(4) 全窒素

平成 27 年度の全層の年間平均値は 0.87 mg/L～2.5 mg/L であり、経年的にはほぼ横ばいで推移している。

表19 海域の全窒素年間平均値の経年推移（年度）

（単位：mg/L）

測定地点	H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
浮島沖	0.97	0.88	0.89	0.93	0.92	0.95	1.0	1.2	1.1	1.1
東扇島沖	0.87	0.84	0.79	0.80	0.79	0.75	0.79	0.86	0.87	1.0
扇島沖	0.73	0.70	0.68	0.67	0.64	0.69	0.72	0.81	0.85	0.87
京浜運河千鳥町	1.1	0.96	0.91	0.86	0.98	0.96	0.95	1.2	1.0	1.1
東扇島防波堤西	0.83	0.86	0.80	0.75	0.77	0.78	0.84	0.92	0.96	0.96
京浜運河扇町	1.1	0.98	1.2	0.95	0.92	0.92	0.92	1.0	1.0	1.0
末広運河先	2.3	1.7	1.6	1.8	2.2	1.8	1.7	1.9	1.7	1.6
大師運河先	0.94	0.98	0.94	0.80	1.1	0.97	0.97	1.2	1.2	1.1
夜光運河先	1.4	1.4	1.2	1.1	1.3	1.0	1.1	1.3	1.4	1.4
桜堀運河先	2.2	2.1	1.7	1.9	1.8	1.3	1.8	2.4	1.8	2.5
池上運河先	1.5	1.1	1.2	0.93	1.3	0.96	0.93	1.3	1.2	1.3
南渡田運河先	1.6	1.5	1.3	1.0	1.3	1.1	1.3	1.3	1.5	1.5

(ウ) 全燐

平成 27 年度の全層の年間平均値は 0.067 mg/L～0.40 mg/L であり、経年的にはほぼ横ばいで推移している。

表20 海域の全燐年間平均値の経年推移（年度）

（単位：mg/L）

測定地点	H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
浮島沖	0.097	0.078	0.079	0.084	0.084	0.080	0.084	0.084	0.076	0.092
東扇島沖	0.090	0.075	0.073	0.072	0.070	0.067	0.072	0.069	0.071	0.079
扇島沖	0.078	0.063	0.063	0.063	0.064	0.062	0.065	0.065	0.063	0.067
京浜運河千鳥町	0.10	0.088	0.088	0.096	0.097	0.084	0.084	0.093	0.089	0.088
東扇島防波堤西	0.080	0.075	0.074	0.070	0.070	0.068	0.071	0.072	0.075	0.073
京浜運河扇町	0.12	0.097	0.15	0.11	0.096	0.096	0.10	0.095	0.099	0.089
末広運河先	0.13	0.14	0.11	0.10	0.11	0.092	0.10	0.11	0.11	0.12
大師運河先	0.098	0.094	0.084	0.084	0.084	0.074	0.077	0.071	0.088	0.087
夜光運河先	0.12	0.11	0.096	0.089	0.094	0.075	0.082	0.092	0.096	0.099
桜堀運河先	0.31	0.29	0.25	0.26	0.21	0.14	0.18	0.41	0.23	0.40
池上運河先	0.16	0.12	0.14	0.12	0.13	0.096	0.088	0.12	0.12	0.12
南渡田運河先	0.13	0.11	0.13	0.11	0.10	0.086	0.10	0.12	0.12	0.11

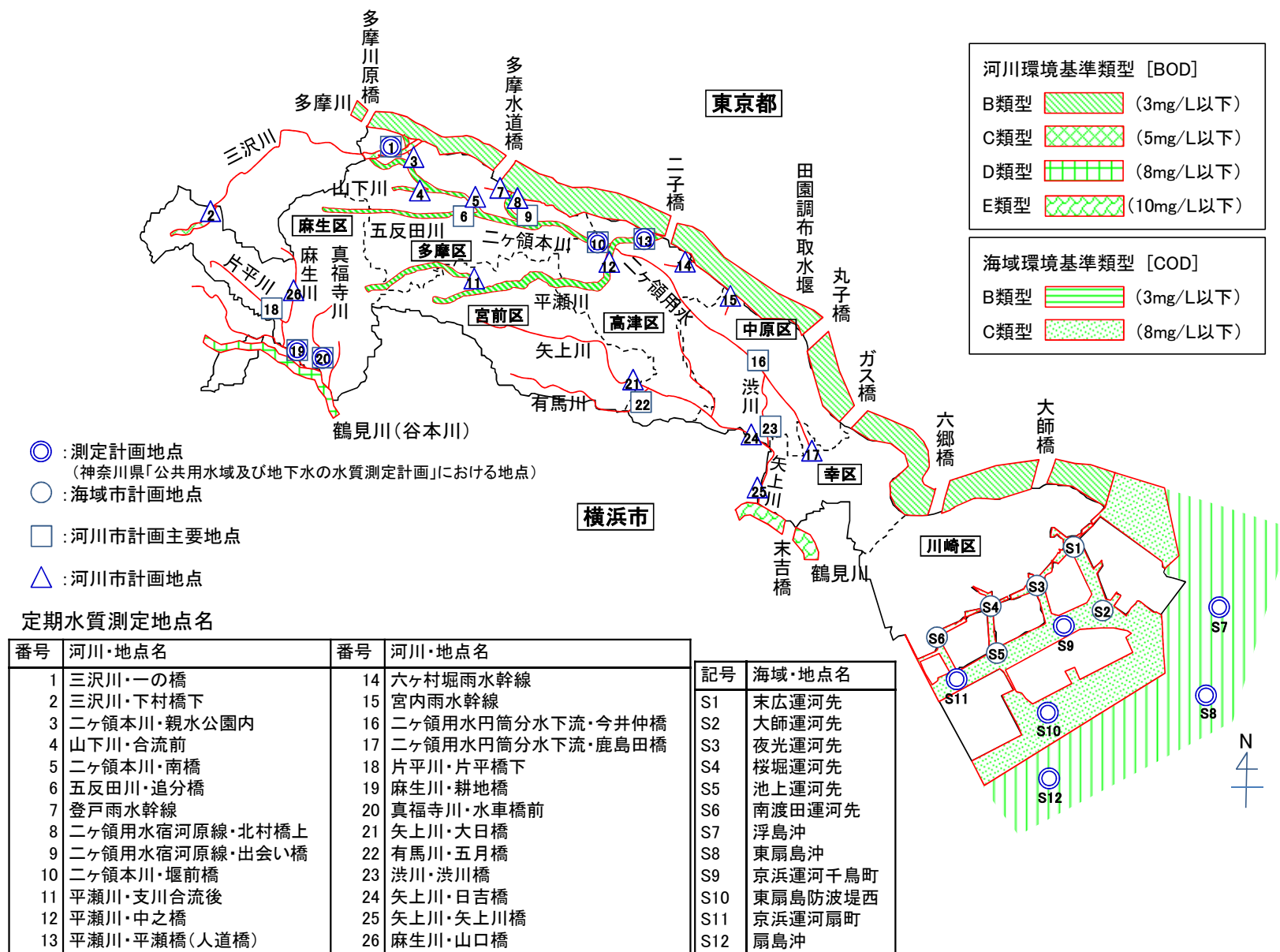


図7 定期水質測定地点

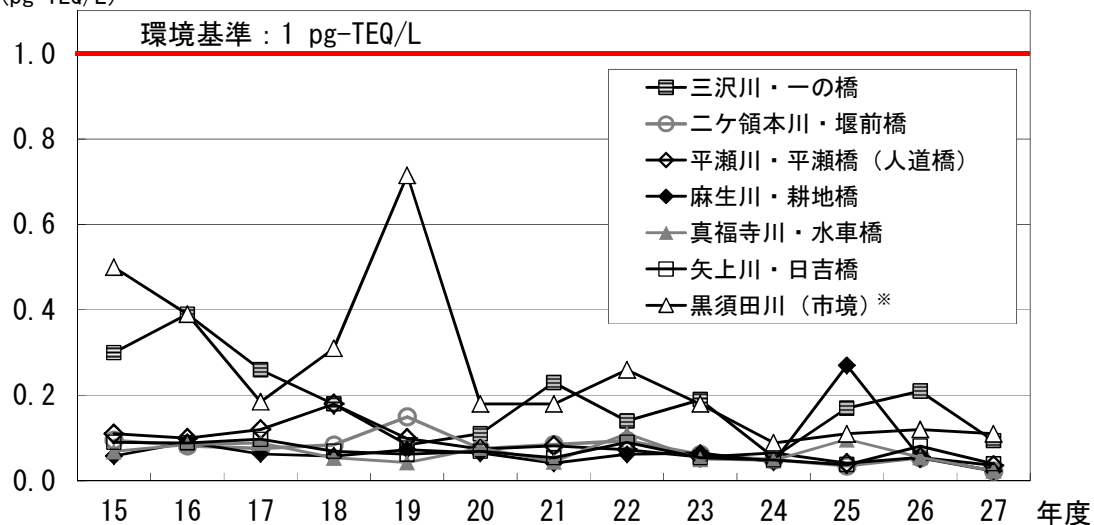
(5) ダイオキシン類の調査結果

ア 河川

市内の河川（水質）の環境濃度を把握するため、河川 7 地点で調査を実施している。

(7) ダイオキシン類濃度の推移

7 地点での調査を実施するようになった平成 15 年度以降、概ね低濃度で推移している。
(pg-TEQ/L)



※ 黒須田川（市境）の平成 15、16、17、19 年度におけるダイオキシン類濃度は、年 2 回測定の平均値、他は年 1 回の測定値

図 8 ダイオキシン類濃度の経年推移（河川・水質）

(イ) 環境基準の達成状況

平成 27 年度の調査結果は、0.023～0.11 pg-TEQ/L であり、全地点で環境基準（年間平均値が 1 pg-TEQ/L 以下）を達成した。

表 21 ダイオキシン類の調査結果（河川・水質）

（単位：pg-TEQ/L）

調査地点		調査結果	環境基準
①	三沢川・一の橋	0.094	1
②	二ヶ領本川・堰前橋	0.023	
③	平瀬川・平瀬橋（人道橋）	0.036	
④	麻生川・耕地橋	0.023	
⑤	真福寺川・水車橋前	0.024	
⑥	矢上川・日吉橋	0.040	
⑦	黒須田川（市境）	0.11	

(ウ) 調査地点別の過去 10 年間のダイオキシン類濃度

過去 10 年間のダイオキシン類の濃度は、平成 19 年度に黒須田川で高い値が見られたものの基準値以下であり、経年的にほぼ横ばいで推移している。

表22 調査地点別のダイオキシン類濃度の経年推移（河川・水質）

（単位：pg-TEQ/L）

調査年度 調査地点		H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
①	三沢川・一の橋	0.18	0.084	0.11	0.23	0.14	0.19	0.055	0.17	0.21	0.094
②	二ヶ領本川・堰前橋	0.084	0.15	0.075	0.085	0.094	0.062	0.049	0.035	0.054	0.023
③	平瀬川・平瀬橋 （人道橋）	0.18	0.099	0.074	0.082	0.073	0.056	0.065	0.041	0.055	0.036
④	麻生川・耕地橋	0.058	0.073	0.065	0.041	0.062	0.065	0.044	0.27	0.054	0.023
⑤	真福寺川・水車橋前	0.054	0.043	0.077	0.045	0.11	0.051	0.048	0.097	0.055	0.024
⑥	矢上川・日吉橋	0.069	0.062	0.069	0.054	0.090	0.054	0.049	0.038	0.081	0.040
⑦	黒須田川（市境）	0.31	0.72	0.18	0.18	0.26	0.18	0.089	0.11	0.12	0.11

（注）黒須田川（市境）の平成 19 年度におけるダイオキシン類濃度は年 2 回測定の平均値、他は年 1 回の測定値



図9 調査地点（河川・水質）

イ 海域

(7) 水質

市内の海域（水質）の環境濃度を把握するため、海域5地点において調査を実施している。

a ダイオキシン類濃度の推移

平成12年度の調査開始より、全地点において低濃度で推移している。

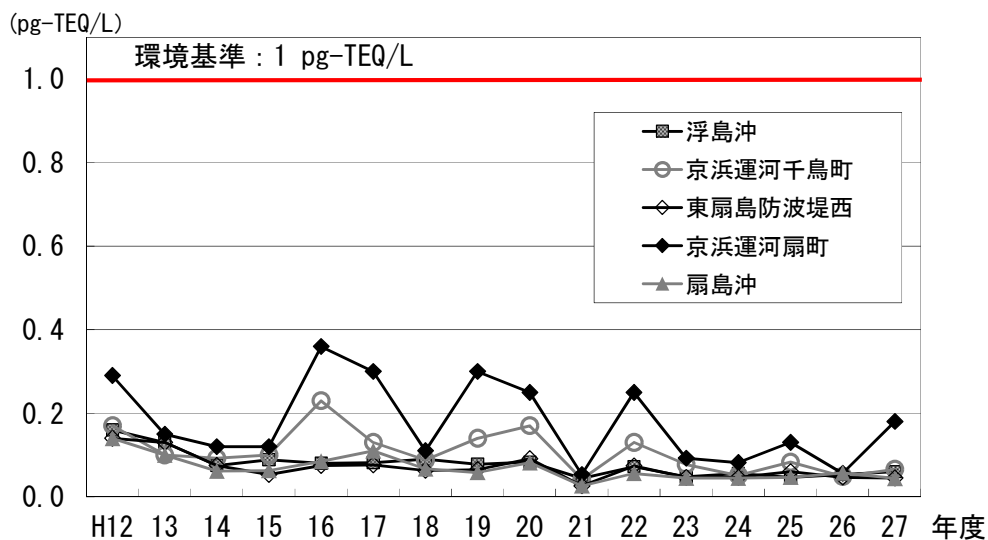


図10 ダイオキシン類濃度の経年推移（海域・水質）

b 環境基準の達成状況

平成27年度の調査結果は、0.044～0.18 pg-TEQ/Lであり、全地点で環境基準（年間平均値が1 pg-TEQ/L以下）を達成した。

表23 ダイオキシン類の調査結果（海域・水質）

（単位：pg-TEQ/L）

調査地点		調査結果	環境基準
①	浮島沖	0.060	1
②	京浜運河千鳥町	0.066	
③	東扇島防波堤西	0.045	
④	京浜運河扇町	0.18	
⑤	扇島沖	0.044	

- c 調査地点別の過去10年間のダイオキシン類濃度
過去10年間のダイオキシン類の濃度は、経年的にほぼ横ばいで推移している。

表24 調査地点別のダイオキシン類濃度の経年推移（海域・水質）

（単位：pg-TEQ/L）

調査年度 調査地点	H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
① 浮島沖	0.090	0.078	0.083	0.044	0.072	0.048	0.056	0.046	0.053	0.060
② 京浜運河千鳥町	0.088	0.14	0.17	0.042	0.13	0.077	0.051	0.083	0.049	0.066
③ 東扇島防波堤西	0.063	0.065	0.091	0.026	0.074	0.046	0.046	0.06	0.047	0.045
④ 京浜運河扇町	0.11	0.30	0.25	0.053	0.25	0.092	0.082	0.13	0.056	0.18
⑤ 扇島沖	0.067	0.058	0.082	0.026	0.056	0.045	0.045	0.047	0.057	0.044

(イ) 底質

市内の海域（底質）の環境濃度を把握するため、水質調査を実施している海域と同一の5地点において調査を実施している。

a ダイオキシン類濃度の推移

平成12年度の調査開始より、全地点で低濃度で推移している。

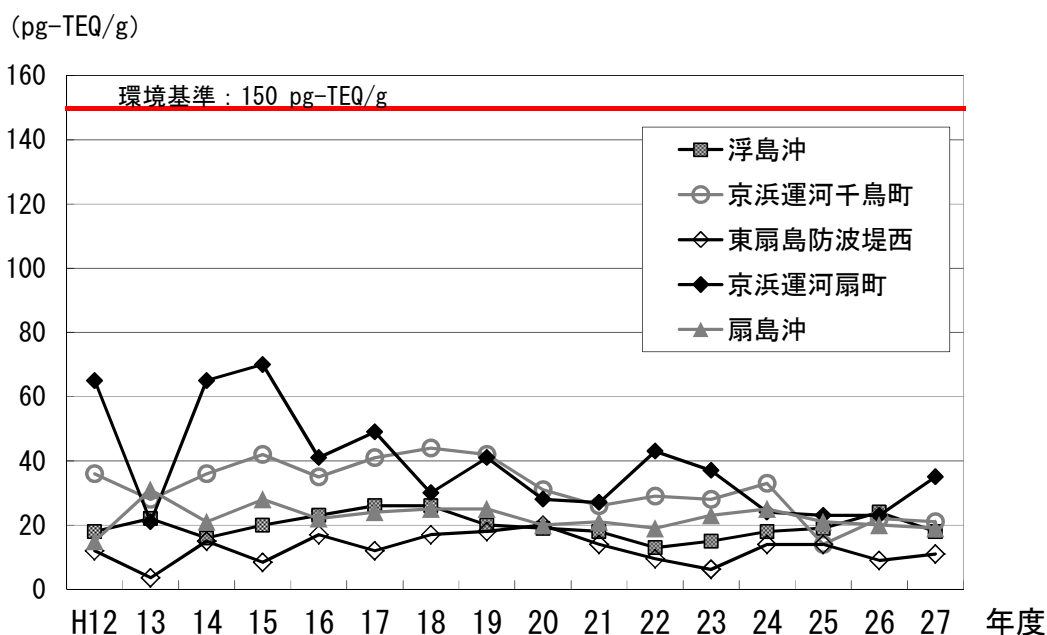


図11 ダイオキシン類濃度の経年推移（海域・底質）

b 環境基準の達成状況

平成27年度の調査結果は、11～35 pg-TEQ/g であり、全地点で環境基準（150 pg-TEQ/g 以下）を達成した。

表25 ダイオキシン類調査結果（海域・底質）

（単位：pg-TEQ/g）

調査地点		調査結果	環境基準
①	浮島沖	18	150
②	京浜運河千鳥町	21	
③	東扇島防波堤西	11	
④	京浜運河扇町	35	
⑤	扇島沖	19	

c 調査地点別の過去10年間のダイオキシン類濃度

過去10年間のダイオキシン類の濃度は、経年的にほぼ横ばいで推移している。

表26 調査地点別のダイオキシン類濃度の経年推移（海域・底質）

（単位：pg-TEQ/g）

調査年度		H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
調査地点	① 浮島沖	26	20	19	18	13	15	18	19	24	18
	② 京浜運河千鳥町	44	42	31	26	29	28	33	14	22	21
	③ 東扇島防波堤西	17	18	20	14	9.5	6.2	14	14	9.0	11
	④ 京浜運河扇町	30	41	28	27	43	37	24	23	23	35
	⑤ 扇島沖	25	25	20	21	19	23	25	21	20	19

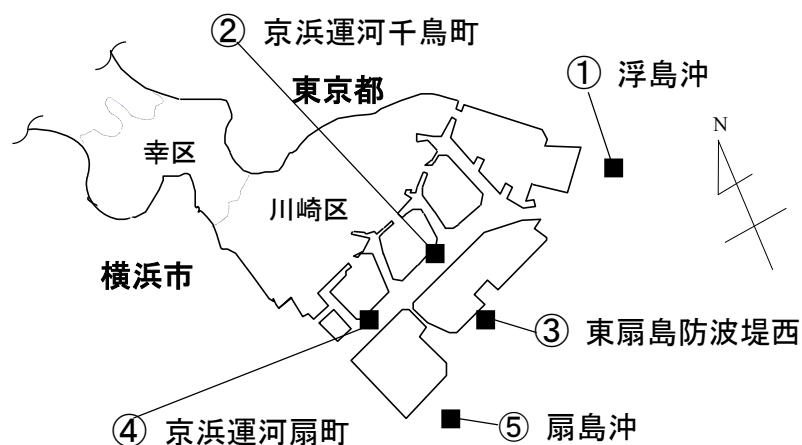


図12 調査地点（海域・水質、底質）

2 地下水質測定結果

市内の地下水の水質汚濁状況を監視するため、水質汚濁防止法第 16 条により神奈川県が作成した「測定計画」及び水質汚濁防止法第 15 条により市が作成した「市計画」に基づいて、地下水質の測定を実施している。平成 27 年度の測定結果は次のとおりである。

(1) 測定の概要

ア 調査の種類

(7) 測定計画

a 概況調査

新たな地下水汚染の調査や市内の全体的な地下水質の状況を把握するために調査している。

(a) メッシュ調査

新たな地下水汚染を発見するために調査をしている。市内を 2 km メッシュに分割し、メッシュ内に存在する井戸を原則 1 つ選定し、4 年間で全メッシュの井戸の水質を調査する。

なお、有害物質を使用した履歴のある工場・事業場等の立地状況や、地下水の利用の状況等を勘案した上で、更に重点的な調査を必要とする場合は、重点メッシュとし、同一メッシュ内で複数地点を調査する。平成 27 年度は 15 地点を測定した。

(b) 定点調査

地下水の流動等を勘案し、長期的な観点から水質の経年的な変化を確認するため、市内の 18 地点の定点において 9 地点ずつ 2 年間で調査している。

b 継続監視調査

過去の調査で汚染が確認された地点について、汚染が確認された項目を継続的に監視するために調査している。平成 27 年度は 25 地点を測定した。

(イ) 市計画

地下水の汚染状況について、継続監視調査地点周辺の他、過去に汚染があり改善した地点及びその周辺と土壤汚染対策法等に基づく報告から汚染が確認されている地点とその周辺等を調査している。

平成 27 年度は、事業所調査及び土壤汚染対策法・川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の報告から汚染の可能性がある地域の中原区今井上町地区、中原区市ノ坪地区、高津区坂戸地区、宮前区東有馬地区、宮前区菅生地区、多摩区登戸地区、多摩区宿河原地区、麻生区片平地区の汚染状況及び周辺への拡散の影響を把握するために 23 地点で調査を実施した。

イ 測定地点数

表 27 各調査における測定地点数

調査の種類			測定地点数
測定計画	概況調査	メッシュ調査	15 地点
		定点調査	9 地点
	継続監視調査		25 地点
市計画			23 地点
合計			72 地点

ウ 測定項目

表 28 各調査における測定項目

調査の種類			測定項目
測定計画	概況調査	メッシュ調査	環境基準項目
		定点調査	
	継続監視調査		基準超過項目、超過のおそれのある項目
市計画			基準超過項目、超過のおそれのある項目

(注) 環境基準項目：地下水質の環境基準が定められている 28 項目

<1>カドミウム <2>全シアン <3>鉛 <4>六価クロム
 <5>砒素 <6>総水銀 <7>アルキル水銀 <8>PCB
 <9>ジクロロメタン <10>四塩化炭素 <11>1,2-ジクロロエタン <12>1,1-ジクロロエチレン
 <13>1,2-ジクロロエチレン <14>1,1,1-トリクロロエタン <15>1,1,2-トリクロロエタン
 <16>トリクロロエチレン <17>テトラクロロエチレン <18>1,3-ジクロロプロペン
 <19>チウラム <20>シマジン <21>チオベンカルブ <22>ベンゼン
 <23>セレン <24>硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 <25>ふっ素 <26>ほう素
 <27>塩化ビニルモノマー <28>1,4-ジオキサン

(2) 各調査の測定結果

ア 測定計画

(ア) 概況調査

a メッシュ調査

環境基準項目については、15 地点全てで環境基準を達成した。

b 定点調査

環境基準項目については、9 地点全てで環境基準を達成した。

表 29 測定計画概況調査における環境基準達成状況

	測定		検出状況※1			環境基準達成状況※2		
	地点数	項目数	地点数※3	検出率	項目数	達成地点数	達成率	未達成項目数
メッシュ調査	15	28	15	100%	4	15	100%	0
定点調査	9	28	9	100%	7	9	100%	0

※1 検出状況とは、報告下限値以上で検出された地点の状況をいう。測定地点における全ての項目の測定値が環境基準値以下の場合には、環境基準を達成していると評価する。(以下、同様。)

※2 環境基準達成状況とは、調査した環境基準項目を全て達成した地点の状況をいう。(以下、同様。)

※3 検出状況の地点数は、1 地点で複数項目検出された場合でも 1 地点として算定。(以下、同様。)

表 30 検出項目及び調査結果（測定計画概況調査）

(単位：mg/L)

番号	調査地点	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	塩化ビニルモノマー	備考
1	川崎 大師本町	-	-	-	0.73	0.20	0.12	-	メッシュ
2	幸 小向町	-	-	-	3.1	0.16	0.05	-	定点
3	中原 下沼部	0.0007	-	0.0011	4.9	0.16	0.09	-	定点
4	高津 下作延	-	-	-	1.2	-	-	-	メッシュ
5	高津 上作延	-	-	-	6.1	-	-	-	定点
6	高津 野川	0.0049	-	-	1.0	0.09	-	-	定点
7	高津 下野毛	0.0005	-	0.0016	0.80	0.19	0.15	0.0004	定点
8	宮前 小台	-	-	-	4.2	-	-	-	メッシュ
9	宮前 菅生	-	-	-	0.99	-	0.05	-	メッシュ
10	宮前 東有馬	-	-	-	4.9	-	0.03	-	メッシュ
11	宮前 野川	-	-	-	-	0.15	0.05	-	メッシュ
12	宮前 土橋	-	-	-	4.7	-	-	-	メッシュ
13	宮前 馬絹	-	-	-	4.3	-	-	-	メッシュ
14	宮前 平	-	-	-	3.5	-	-	-	メッシュ
15	宮前 東有馬	-	-	-	3.2	-	-	-	定点
16	宮前 土橋	-	-	-	-	0.21	0.06	-	定点
17	多摩 菅稲田堤	-	-	-	4.8	0.08	0.04	-	メッシュ
18	多摩 登戸	-	-	-	4.1	0.10	0.03	-	メッシュ
19	多摩 菅	-	0.0003	-	3.7	0.10	0.04	-	メッシュ
20	多摩 南生田	-	-	-	3.7	-	0.03	-	メッシュ
21	多摩 枳形	-	-	-	0.37	-	0.02	-	メッシュ
22	多摩 菅稲田堤	-	-	-	4.9	0.09	0.03	-	定点
23	多摩 宿河原	0.0004	0.0007	-	4.0	0.08	0.03	-	定点
24	麻生 王禅寺西	-	-	-	-	0.09	0.04	-	メッシュ

環境基準値	0.01以下	0.01以下	0.04以下	10以下	0.8以下	1以下	0.002以下
報告下限値	0.0002	0.0002	0.0004	0.10	0.08	0.02	0.0002

(注1) 備考欄のメッシュはメッシュ調査地点、定点は定点調査地点を示す。

(注2) 一印は報告下限値を下回っていたことを示す。

(イ) 継続監視調査

環境基準項目については、25 地点中 9 地点で環境基準を達成した。環境基準の達成率は 36.0 %であった。環境基準が非達成であった 16 地点については、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素並びに塩化ビニルモノマーの 5 項目のいずれかの項目が環境基準値を超過している状況が継続している。

表 31 測定計画継続監視調査における環境基準達成状況

	測定		検出状況			環境基準達成状況		
	地点数	項目数	地点数	検出率	項目数	達成地点数	達成率	未達成項目数
継続監視調査	25	8	25	100%	8	9	36.0%	5

表 32 検出項目及び調査結果（測定計画継続監視調査）

（単位：mg/L）

	地区	所在地	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	塩化ビニルモノマー	1,4-ジオキサン
1	川崎	堤根	0.48	0.38	0.15	0.031	3.7		0.079	
2	川崎	浜町	-	-	-	-	0.0009		0.011	
3	幸	東古市場	0.026	-	-	-	0.041		-	
4	中原	上丸子山王町	0.013	-	0.0007	0.0003	0.090		-	
5	中原	上小田中						4.2		
6	高津	末長	0.0006	-	-	0.0003	0.035		0.0005	
7	高津	蟹ヶ谷	0.036	-	-	-	-		-	
8	高津	北見方	0.0011	-	0.0009	-	0.0027		-	
9	高津	久末						10		
10	高津	梶ヶ谷	-	-	-	-	-		0.041	0.026
11	高津	末長						12		
12	宮前	土橋	0.010	0.19	-	0.0004	0.071		0.0009	
13	宮前	東有馬	0.0002	0.0039	0.0002	0.0003	0.0008		-	
14	宮前	野川						14		
15	宮前	馬絹	-	0.0008	0.0002	-	-		-	
16	宮前	菅生	0.042	0.0003	-	-	0.0057		-	
17	宮前	犬蔵						16		
18	宮前	有馬						6.0		
19	宮前	野川						26		
20	宮前	初山	0.0013	0.024	-	-	0.0050		-	
21	宮前	土橋	-	0.0055	-	-	-		-	
22	多摩	栗谷	0.072	-	-	0.0012	0.0004		-	
23	多摩	堰	0.0003	0.012	-	-	-		-	
24	多摩	堰	0.0002	0.0065	-	-	-		-	
25	麻生	細山						14		

環境基準値	0.01以下	0.01以下	1以下	0.1以下	0.04以下	10以下	0.002以下	0.05以下
報告下限値	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0004	0.10	0.0002	0.005

（注1）太枠 は環境基準を達成していないこと、一印は報告下限値を下回っていたことを示す。

（注2）空欄は過去の調査で汚染が確認されていないため、未測定の項目である。

イ 市計画

環境基準項目については、23 地点全てで環境基準を達成した。

表 33 市計画における環境基準達成状況

	測定		検出状況			環境基準達成状況		
	地点数	項目数	地点数	検出率	項目数	達成地点数	達成率	未達成項目数
市計画	23	6	8	34.8%	3	23	100%	0

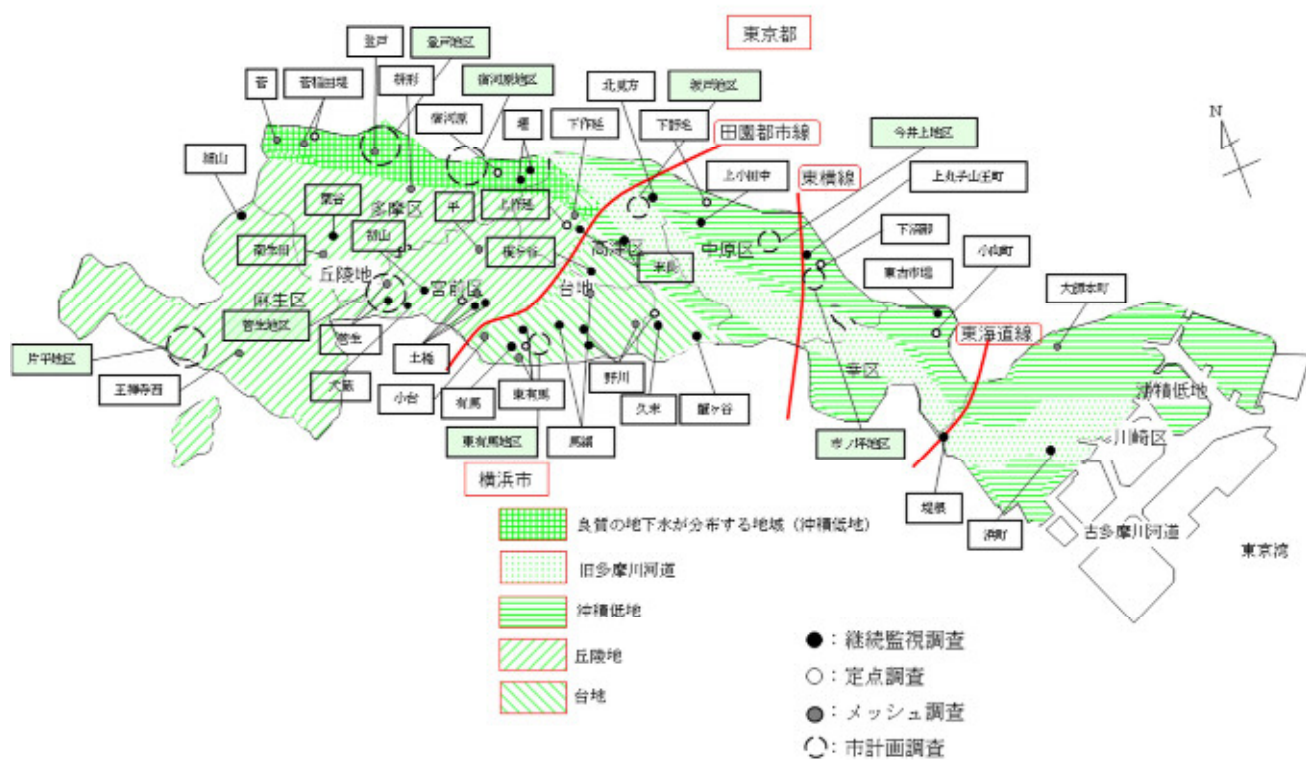
表34 測定項目及び調査結果（市計画）

（単位：mg/L）

	調査地区	調査地点		トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,2-ジクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	塩化ビニルモノマー
1	中原区 今井上町地区	中原	今井上町	-	-	-	-	-	-
2		中原	上小田中	-	-	-	-	-	-
3		中原	下小田中	-	-	-	-	-	-
4	高津区 坂戸地区	高津	坂戸	-	0.0004	-	-	-	-
5		高津	坂戸	-	-	-	0.0008	-	-
6	宮前区 東有馬地区	宮前	野川	-	-	-	-	-	-
7		宮前	東有馬	-	-	-	-	-	-
8		宮前	東有馬	-	-	-	-	-	-
9	多摩区 登戸地区	多摩	登戸	0.0003	-	-	0.0004	-	-
10		多摩	登戸	0.0004	0.0009	-	-	-	-
11		多摩	登戸	0.0004	0.0009	-	-	-	-
12	麻生区 片平地区	麻生	片平	-	-	-	-	-	-
13		麻生	白鳥	-	-	-	-	-	-
14		麻生	片平	-	-	-	-	-	-
15		麻生	片平	-	-	-	-	-	-
16	宮前区 菅生地区	宮前	菅生	-	-	-	-	-	-
17		宮前	菅生	-	-	-	-	-	-
18		宮前	菅生	-	-	-	-	-	-
19		宮前	菅生	-	-	-	-	-	-
20	多摩区 宿河原地区	多摩	宿河原	0.0007	0.0021	-	-	-	-
21		多摩	宿河原	0.0003	0.0024	-	-	-	-
22		多摩	宿河原	0.0003	0.0003	-	-	-	-
23	中原区 市ノ坪地区	中原	市ノ坪	-	-	-	-	-	-

環境基準	0.01以下	0.01以下	1以下	0.04以下	0.1以下	0.002以下
報告下限値	0.0002	0.0002	0.0002	0.0004	0.0002	0.0002

（注）－印は報告下限値を下回っていたことを示す。



(3) ダイオキシン類の調査結果

市内の地下水（水質）の環境濃度を把握するため、井戸 5 地点において水質の調査を実施した。

平成 27 年度の調査結果は 0.021～0.022 pg-TEQ/L であり、全地点で環境基準（年平均値が 1 pg-TEQ/L 以下）を達成した。

表35 ダイオキシン類の調査結果（地下水・水質）

（単位：pg-TEQ/L）

調査地点			調査結果	環境基準
①	川崎区	堤根	0.022	1
②	中原区	下沼部	0.021	
③	高津区	新作	0.021	
④	多摩区	南生田	0.021	
⑤	麻生区	上麻生	0.022	

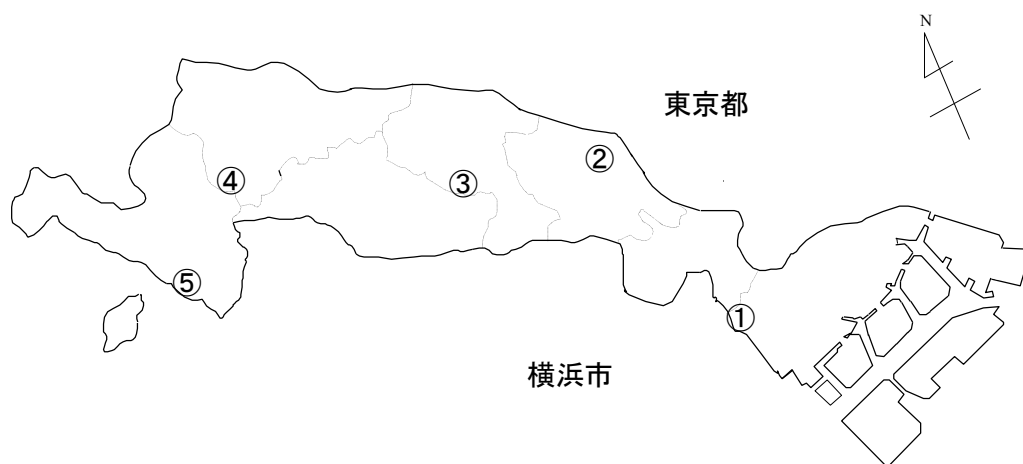


図14 調査地点（地下水）

3 土壌ダイオキシン類の調査結果

市内の土壌の環境濃度を把握するため公園5地点において調査を実施した。平成27年度の調査結果は0.28～3.3 pg-TEQ/gであり、全地点で環境基準（1,000 pg-TEQ/g以下）を達成した。

表36 ダイオキシン類の調査結果（土壌）

（単位：pg-TEQ/g）

調査地点				調査結果	環境基準
①	川崎区	日ノ出	日ノ出公園	2.2	1,000
②	幸区	戸手	戸手町公園	0.33	
③	中原区	下小田中	下小田中公園	2.4	
④	宮前区	菅生	菅生みどり公園	0.28	
⑤	麻生区	上麻生	真福寺公園	3.3	

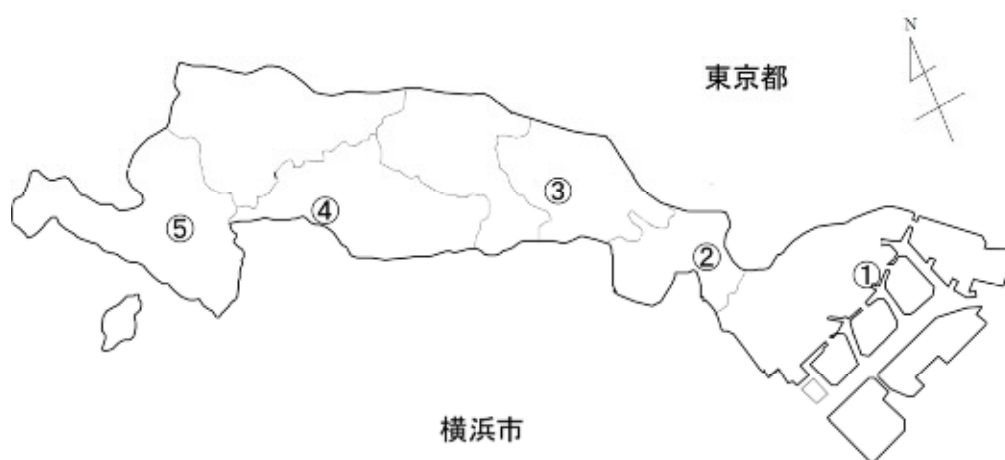


図15 調査地点（土壌）

参考資料

環境基準等

1 大気

(1) 環境基準

項 目	環境基準
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1 年平均値が 15 µg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 µg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06 ppm 以下であること
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm 以下であること。

物 質	環境基準
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m ³ (3 µg/m ³) 以下
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ (200 µg/m ³) 以下
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ (200 µg/m ³) 以下
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m ³ (150 µg/m ³) 以下

(2) 指針値（環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値）

項 目	指 針 値
アクリロニトリル	1 年平均値が 2 µg/m ³ 以下
塩化ビニルモノマー	1 年平均値が 10 µg/m ³ 以下
水銀	1 年平均値が 0.04 µg-Hg/m ³ 以下
ニッケル化合物	1 年平均値が 0.025 µg-Ni/m ³ 以下
クロロホルム	1 年平均値が 18 µg/m ³ 以下
1,2-ジクロロエタン	1 年平均値が 1.6 µg/m ³ 以下
1,3-ブタジエン	1 年平均値が 2.5 µg/m ³ 以下
ヒ素及び無機ヒ素化合物※	1 年平均値が (0.006 µg-As/m ³) 6 ng-As/m ³ 以下
マンガン及び無機マンガン化合物※	1 年平均値が 0.14 µg-Mn/m ³ 以下

※ 指針値との比較評価に当たっては、全ヒ素及び全マンガンの濃度測定値をもって代用して差し支えないことになっている。

(3) 環境目標値（川崎市環境基本条例に基づく環境目標値）

項 目	環境目標値
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.02 ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.075 mg/m ³ 以下であり、かつ、年平均値が 0.0125 mg/m ³ 以下であること。
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。

(4) 環境基準評価方法

環境省通知では、二酸化硫黄・一酸化炭素・浮遊粒子状物質については、短期的評価と長期的評価の二つの方法により、二酸化窒素・微小粒子状物質については長期的評価、光化学オキシダントについては短期的評価により環境基準の達成状況を評価することとなっている。

ア 二酸化窒素

年間にわたる日平均値について、測定値の低い方から 98%に相当するもの（年間 98%値）が 0.06 ppm 以下であること。

イ 浮遊粒子状物質

〈長期的評価〉年間にわたる日平均値について、測定値の高い方から、2%の範囲内にあるものを除外した日平均値（年間2%除外値）が0.10 mg/m³を超えず、かつ、年間を通じて日平均値が0.10 mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと。

〈短期的評価〉日平均値が全ての有効測定日数で0.10 mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m³以下であること。

ウ 微小粒子状物質

年平均値が15 µg/m³以下であり、かつ、年間にわたる日平均値について、測定値の低い方から98%に相当するもの（年間98%値）が35 µg/m³以下であること。

エ 光化学オキシダント

1時間値が0.06 ppm以下であること。（昼間 5時～20時）

オ 二酸化硫黄

〈長期的評価〉年間にわたる日平均値について、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値（年間2%除外値）が0.04 ppmを超えず、かつ、年間を通じて日平均値が0.04 ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

〈短期的評価〉日平均値が全ての有効測定日数で0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。

カ 一酸化炭素

〈長期的評価〉年間にわたる日平均値について、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値（年間2%除外値）が10 ppmを超えず、かつ、年間を通じて日平均値が10 ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

〈短期的評価〉日平均値が全ての有効測定日数で10 ppm以下であり、かつ、8時間平均値が20 ppm以下であること。

2 水質

(1) 健康項目（環境基準）

項 目	河川	海域	項 目	河川	海域
	基準値 (mg/L)	基準値 (mg/L)		基準値 (mg/L)	基準値 (mg/L)
カドミウム	0.003 以下	0.003 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	1 以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.006 以下
鉛	0.01 以下	0.01 以下	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下
六価クロム	0.05 以下	0.05 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下
砒素	0.01 以下	0.01 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.002 以下
総水銀	0.0005 以下	0.0005 以下	チウラム	0.006 以下	0.006 以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	シマジン	0.003 以下	0.003 以下
PCB	検出されないこと	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 以下	0.02 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	0.02 以下	ベンゼン	0.01 以下	0.01 以下
四塩化炭素	0.002 以下	0.002 以下	セレン	0.01 以下	0.01 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.004 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	10 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下	ふっ素	0.8 以下	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.04 以下	ほう素	1 以下	—
			1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.05 以下

(2) 生活環境項目

ア 河川（湖沼を除く）（環境基準）

項目 類型	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
B 類型	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下
C 類型	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—

備考 B 類型：二ヶ領本川（全域）、平瀬川（全域） C 類型：三沢川（全域）

イ 海域（環境基準）

項目 類型	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
B 類型	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	検出されないこと
C 類型	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—

備考 B 類型：運河等を除く川崎港 C 類型：運河等

ウ 海域（全窒素及び全リンに係る環境基準）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値（年間平均値）	
		全窒素	全リン
IV	水産 3 種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

備考 1 水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
2 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

エ 海域（水生生物保全水質環境基準）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下

オ 市内河川（川崎市水環境保全計画における環境目標）

対象項目 対象水域	環境目標値		
	BOD	COD	生物
AA 目標	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	多様な生物が生息できる水質
A 目標	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下	
B 目標	8 mg/L 以下	8 mg/L 以下	ドジョウ、モツゴ、コイ、フナ等の魚類が生息できる水質
C 目標	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下	コイ、フナが生息でき不快のない水質

AA 目標の対象河川：五反田川、二ヶ領用水、平瀬川

A 目標の対象河川：三沢川

B 目標の対象河川：麻生川、片平川、真福寺川

C 目標の対象河川：矢上川、有馬川、渋川

(3) 地下水（環境基準）

項 目	環境基準値 (mg/L)	項 目	環境基準値 (mg/L)
カドミウム	0.003 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
鉛	0.01 以下	トリクロロエチレン	0.01 以下
六価クロム	0.05 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下
砒素	0.01 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
総水銀	0.0005 以下	チウラム	0.006 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	ベンゼン	0.01 以下
四塩化炭素	0.002 以下	セレン	0.01 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	ふっ素	0.8 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	ほう素	1 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	1,4-ジオキサン	0.05 以下

(4) 環境基準等評価方法

ア 公共用水域

(ア) 健康項目

全シアンは、測定地点における年間測定値の最高値が環境基準以下であること、それ以外の項目については、測定地点における年間測定値の平均値が環境基準以下であること。

(イ) 生物化学的酸素要求量（BOD）と化学的酸素要求量（COD）

年間にわたる日間平均値について、測定値の低い方から 75%に相当するものが環境基準値又は環境目標値以下であること。

(ウ) 全窒素と全燐

海域上層の年間平均値が環境基準値以下であること。

イ 地下水

環境基準項目については、全シアンは、測定地点における年間測定値の最高値が環境基準以下であること、それ以外の項目については、測定地点における年間測定値の平均値が環境基準値以下であること。

3 ダイオキシン類

対象	基準値
大 気	年平均値が 0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	年平均値が 1 pg-TEQ/L 以下
土 壌	1,000 pg-TEQ/g 以下
底 質	150 pg-TEQ/g 以下

備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250 pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

一酸化炭素 (CO)

不完全燃焼したときに発生し、血中のヘモグロビンとの親和力が強いことから、肺に吸入されるとヘモグロビンと結合し、血液の酸素輸送力を減少させる。

化学的酸素要求量 (COD)

水中の有機物などを酸化剤で酸化するときに消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したもの。湖沼・海域の有機汚濁を測る代表的な指標で、この値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁負荷が大きいことを示している。CODはChemical Oxygen Demandの略称。

健康項目

人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められた項目。

光化学オキシダント (Ox)

工場、自動車等から大気中に排出された窒素酸化物、揮発性有機化合物等の一次汚染物質が太陽光の紫外線によって光化学反応を起こして生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレート等の「酸化性物質」を総称して光化学オキシダントという。

生活環境項目

生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められた項目。

生物化学的酸素要求量 (BOD)

水中の有機物が微生物によって酸化分解される際に消費される酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標で、この値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁負荷（汚濁の度合い）が大きいことを示している。BODはBiochemical Oxygen Demandの略称。

全窒素

窒素化合物全体のことで、無機態窒素と有機態窒素に分けられる。さらに無機態窒素はアンモニウム態窒素 ($\text{NH}_4\text{-N}$)、亜硝酸態窒素 ($\text{NO}_2\text{-N}$)、硝酸態窒素 ($\text{NO}_3\text{-N}$) に分けられる。有機態窒素はタンパク質に起因するものと、非タンパク性のものとに分けられる。窒素は、富栄養化の要因となっている。

全燐

燐化合物全体のことで、無機態燐と有機態燐に分けられる。燐は、富栄養化の要因となっている。

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD) 75種類、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 135種類、コプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB) 十数種類の有機塩素化合物の総称をいい、物の燃焼などの過程で非意図的に生成する物質である。主な発生源はごみ焼却であり、その他に様々な発生源がある。長期間にわたって一定量以上を摂取した場合に、慢性毒性、発がん性などの健康影響のおそれが指摘されている。

TEQ (毒性等量 Toxicity Equivalency Quantity)

「ティー・イー・キュー」と読み、ダイオキシン類の種類によって毒性が大きく異なることから、ダイオキシン類の量を最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算して表す単位。

75%水質値

年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたときの $0.75 \times n$ (n は日間平均値のデータ数) 番目のデータ値。

ng (ナノグラム)

10 億分の 1 g を示す単位。

二酸化硫黄 (SO_2)

石油などの燃料に含まれている硫黄分が燃焼することにより発生する。自然由来の発生源として火山の噴煙等がある。

二酸化窒素 (NO_2)

燃焼過程で発生し、工場や自動車等の排出ガス中に含まれる。排出ガス中には一酸化窒素のほが含まれる割合が大きい、排出された一酸化窒素は、大気中で酸化されて二酸化窒素となる。一酸化窒素と二酸化窒素を総称して窒素酸化物といい、光化学オキシダントや酸性雨、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質を生成する原因物質でもある。

年間 98%値

1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低い方から数えて 98%目に当たる値。例えば有効測定日数が 365 日であった場合、低い方から数えて 358 番目の値。

年間 2%除外値

1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高いほうから数えて 2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値。例えば、有効測定日数が 365 日であった場合、高い方から数えて 8 番目の値。

PCB

ポリ塩化ビフェニル化合物の総称。PCB は Poly Chlorinated Biphenyl の略。中でもコプラナー PCB と呼ばれる PCB の毒性は極めて強くダイオキシン類の 1 つとされている。PCB は、水に極めて溶けにくく、沸点が高いなどの性質を有する油状の物質で、熱で分解しにくいことから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきたが、現在は製造・輸入ともに禁止されている。

ppm (ピーピーエム)

100 万分の 1 の比率を示す単位。大気汚染物質の濃度の単位として用いられる場合は、気体の体積の比率を表す。例えば、1 ppm の場合、大気汚染物質の気体の体積 1 に対し、大気の体積が 100 万の比率となる。また、ppm を百万分率とも呼び、1 ppm を % (パーセント：百分率) で表すと 0.0001% となる。

pg (ピコグラム)

1 兆分の 1g を示す単位。

微小粒子状物質 (PM_{2.5})

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 2.5 μm 以下のもの。一般に SPM よりも人為起源粒子の割合が多く、主な構成成分は、ディーゼル自動車等から排出される元素状炭素や、硫黄酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物等のガス状物質が大気中で光化学反応等により粒子化する二次生成粒子 (硫酸塩、硝酸塩、有機炭素等) などである。

富栄養化

元来は、湖沼が長い年月の間に流域からの栄養塩類の供給を受けて、生物生産の高い富栄養湖に移り変わっていく現象を指す概念であったが、近年の人口・産業の集中、土地利用の変化等に伴い、栄養塩の流入が加速され、人為的な富栄養化が急速に進行していく現象を指す。富栄養化の進行により、植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生する。さらに進行すると水中の溶存酸素が減少し、魚介類のへい死や悪臭を引き起こす。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質で粒径 10 μm 以下のもの。発生源は工場のばい煙、自動車排ガスなど人の活動に伴うもののほか、自然界（土壌の巻き上げ、海塩粒子、火山の噴煙など）のものがある。また、排出されたとき既に粒子としての性状を持つ「一次粒子」と硫黄酸化物や窒素酸化物などのガス状物質が大気中で光化学反応等により粒子化する「二次生成粒子」に分けられる。

μg （マイクログラム）

100 万分の 1g を示す単位。

要監視項目

公共用水域の水質に設定されている項目で、人の健康の保護に関連する項目であるが、検出状況等から見て、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき項目である。